

# 平成29年第1回与論町議会定例会会議録

## 目 次

会期日程	(4)
<b>第1日（3月7日）</b>	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針説明	6
議案第 1号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第 2号 与論町税条例の一部を改正する条例	21
議案第 3号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	22
議案第 4号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第 5号 与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部を改正する条例	24
議案第 6号 与論町農業委員会選挙委員定数条例の全部を改正する条例	25
議案第 7号 与論クリーンセンター美ら島の設置及び管理に関する条例	26
議案第 8号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例	27
議案第 9号 与論町個人情報保護条例の一部を改正する条例	28
議案第10号 与論町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例	29
議案第11号 与論町情報公開条例の一部を改正する条例	30
議案第12号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第7号）	31
議案第13号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号)	41
議案第14号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)	43
議案第15号 平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）	46
議案第16号 平成29年度与論町一般会計予算	47
議案第17号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算	53

議案第18号	平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	54
議案第19号	平成29年度与論町介護保険特別会計予算	54
議案第20号	平成29年度与論町と畜場特別会計予算	55
議案第21号	平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	56
議案第22号	平成29年度与論町水道事業会計予算	57
	特別委員会設置及び委員の選任について	58
議案第23号	字の区域変更について	59
議案第24号	与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動広場・ 多目的屋内運動場・B & G 海洋センター（艇庫及びプール） の指定管理者の指定について	60
散会		61

### 第2日（3月15日）

一般質問	66
高田豊繁君	66
沖野一雄君	79
大田英勝君	89
遠山勝也君	95
川村武俊君	98
町俊策君	107
散会	114

### 第3日（3月17日）

議案第16号	平成29年度与論町一般会計予算	119
議案第17号	平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算	119
議案第18号	平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	119
議案第19号	平成29年度与論町介護保険特別会計予算	119
議案第20号	平成29年度与論町と畜場特別会計予算	119
議案第21号	平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	119
議案第22号	平成29年度与論町水道事業会計予算	119
議案第25号	与論町B & G 海洋センター設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例	122
議案第26号	与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	123
議案第27号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	124

議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	125
議案第29号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第8号）	126
陳情第10号 北久保里地区農道（仮称）の早期舗装整備について （環境経済建設常任委員長報告）	127
特別委員会設置及び委員の選任について	129
議員派遣の件	129
閉会中の継続調査について	130
閉　　会	130

平成29年第1回(3月)定例会会期日程

月　日	曜　日	日　程
3月7日	火	議会運営委員会 全員協議会 本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(平成29年度事業予定箇所調査)
3月8日	水	予算審査特別委員会 全員協議会
3月9日	木	予算審査特別委員会
3月10日	金	予算審査特別委員会
3月11日	土	休日
3月12日	日	休日
3月13日	月	全員協議会 委員会
3月14日	火	
3月15日	水	本会議(一般質問)
3月16日	木	予備日(議事整理日)
3月17日	金	委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 平成 29 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 29 年 3 月 7 日

平成29年第1回与論町議会定例会会議録  
平成29年3月7日（火曜日）午前9時34分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 町長の施政方針説明
- 第5 議案第 1号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第 2号 与論町税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第 3号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例
- 第8 議案第 4号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第 5号 与論町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号  
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人  
情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 6号 与論町農業委員会選挙委員定数条例の全部を改正する条例
- 第11 議案第 7号 与論クリーンセンター美ら島の設置及び管理に関する条例
- 第12 議案第 8号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例
- 第13 議案第 9号 与論町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第10号 与論町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第11号 与論町情報公開条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第12号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第7号）
- 第17 議案第13号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5  
号）
- 第18 議案第14号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4  
号）
- 第19 議案第15号 平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第20 議案第16号 平成29年度与論町一般会計予算
- 第21 議案第17号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第22 議案第18号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第23 議案第19号 平成29年度与論町介護保険特別会計予算
- 第24 議案第20号 平成29年度与論町と畜場特別会計予算

- 第25 議案第21号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算  
第26 議案第22号 平成29年度与論町水道事業会計予算  
第27 特別委員会設置及び委員の選任について  
第28 議案第23号 字の区域変更について  
第29 議案第24号 与論町砂美地来館・総合運動場・結団公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について

2 出席議員（10人）

1番 遠山 勝也 君	2番 沖野 一雄 君
3番 川村 武俊 君	4番 林 敏治 君
5番 高田 豊繁 君	6番 町俊策 君
7番 大田 英勝 君	8番 野口 靖夫 君
9番 林 隆壽 君	10番 福地 元一郎 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 林英登樹君	税務課長 竹本由弘君
町民福祉課長 酒勺徳雄君	環境課長 吉田勉君
産業振興課長 町島実和君	商工観光課長 山下哲博君
建設課長 徳田康悦君	教育委員会事務局長 田畠豊範君
教育委員会事務局長代理 山下一也君	水道課長 竹田平一郎君
与論こども園長 富千加代君	茶花こども園長 阿多とみ子君
那間こども園長 池畠あけみ君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長代理 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開会 午前9時34分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、平成29年第1回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林 敏治君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月17日までの11日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長代理に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長代理。

○議会事務局長代理（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書について、監査委員から平成29年2月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付しておりますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第122号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布しておりますが、編集作業に当たった広報委員はじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し

上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 町長の施政方針説明

○議長（福地元一郎君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

それでは、平成29年第1回与論町議会定例会の開催にあたり、新年度における町政運営の基本的方針及び当初予算の概要等について申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、昨年は、本町への大型台風襲来がなく、さとうきびが順調に生育し、今期は8年ぶりとなる3万トン以上の豊作が見込まれています。畜産業におきましても、5月競り市において子牛価格が初の百万円越えもあり、現在まで高値水準を維持しているところでございます。さらに、水産業においても、目標としていた水揚高3億円を達成し、第一次産業が好調に推移しているところでございます。

観光産業においては、奄美群島振興交付金による奄美群島航空・航路運賃軽減事業や奄美・沖縄連携交流事業の効果に加え、地方創生交付金を活用した映像戦略やSNSなどの情報発信により、入込客数が昨年7万人を超え、低迷基調を推移していた観光産業においても明るい兆しが見えてまいりました。

昨年度の大型プロジェクトである新焼却施設は平成29年度の本格稼働の運びとなり、町民のクリーンで衛生的な生活の向上に大きく寄与するものと考えております。

さらに、平成26年度から検討してまいりました役場庁舎建設につきましても、住民の御理解をいただき、移転場所の決定をし、基本構想の策定により年次計画に沿って事業推進をしているところです。

このように、1年を振り返りますと、台風災害などの影響がなかったこともあります、全町的におおむね経済の活性化が見られ、第5次与論町総合振興計画に基づく各種施策や地方創生事業の推進も相まって、活性化が繋がったものと実感しているところです。

しかしながら、本町の町民所得水準を見てみると、他市町村に比べ依然低位に推移するなど、厳しい状況におかれていますので、さらなる重要施策の積極的な取り組みが求められているところです。

現行の奄美群島振興開発特別措置法が平成30年度末に期限切れとなることか

ら、本年度は奄振延長に向けた総合調査の実施など重要な年度となります。奄美群島振興予算の奄美群島振興交付金については、対前年度比で17%の増額の見通しどととなっており、農業分野・観光分野においてきめ細かな事業の展開が一層推進できるものと考えます。

また、奄美群島が国立公園として新たに指定され、平成30年夏の世界自然遺産登録に向けて大きく前進することと思われます。

このような中で、奄美群島や沖縄県を取り巻く経済活動や交流人口の拡大が一層活性化することを見据え、本町の「地の利」を生かした島伝いの観光振興策など、奄美群島広域事務組合の諸事業や沖縄北部広域との連携を図りながら、効果的な施策事業を推進してまいります。

本町の重点プロジェクトである役場庁舎整備事業については、平成29年度に駐車場用地の購入や庁舎の実施設計、既存施設の解体整備・造成工事など、平成31年度末完成に向けて準備をしてまいります。また、庁舎の仮移転につきましては、来庁者や職員の安全を第一に、年度末から5月初旬を目途に現庁舎機能を多目的屋内運動場へ移す計画をしております。役場庁舎完成までの約3年間は、庁舎の分散移転となることから、町民の皆様方には大変御不便を来たし、御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力を願い申し上げます。

多目的屋外運動場につきましては、平成28年度にグラウンド整備が完了予定となっておりますが、平成29年度はクラブハウスの整備や周辺整備等を行い、女性活躍拠点施設としての機能充実も図りながら、スポーツ合宿の誘致などによる交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えます。

さらに、本町の重点課題となっている「人口減少問題」について、平成27年度に実施した国勢調査では、5,186人となり、平成22年から5年間で141名減となっております。人口減少を見ると鹿児島県内においては、第2位の微減となっているものの、依然として子どもたちの人口減が顕著となっており、持続可能なまちづくりのために少子化対策や定住人口の拡大、中・高全学年二学級存続に向けた「ふるさと留学制度」などの重点施策を推進していくこととしております。

平成29年度においても、本町を取り巻く状況の変化と町民ニーズに的確に対応しながら、「町民の英知を結集し豊かで住みよいゆんぬ創生」の実現に向けて、積極的な行政運営に努めてまいりますので、より一層の御理解と御協力を願い申し上げます。

「第5次与論町総合振興計画」は、今年で8年目を迎えます。これまで、この計画に基づいて各分野における様々な取り組みを進めてきておりますが、本計画の「第2期実施計画」と併せて3年目を迎える地方創生法に基づく「与論町総合戦

略」の重点施策の展開を図り、持続可能なまちづくり、明るい未来へのまちづくりに向けて、本町の基本理念である“共に創ろう 未来への架け橋”的もと、積極的に進めてまいりたいと考えますのでよろしくお願ひ申し上げます。

次に、平成29年度の予算編成の大綱について申し上げます。

まず、平成29年度の国の予算編成の基本方針は、経済の再生を最優先課題と位置づけ、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」（戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ）に沿った施策を推進し、成長と分配の好循環の実現に向けた取り組みを基本的な考え方としております。

このような方針に基づいて編成された平成29年度の一般会計予算の規模は、97兆4547億円（対前年度比7329億円、0.8%増）となっております。

地方財政対策として地方公共団体に交付される地方交付税総額は16兆3298億円となり、前年度当初予算比3705億円、2.2%の減額となっております。

一方、県においては、魅力ある本県の素材を最大限に生かして経済の回復に努めつつ、子どもからお年寄りまで全ての県民が安心して明るい展望を持って暮らせる社会を目指し、「新しい力強い鹿児島」の実現に向けて、鹿児島を元気にする各般の施策を推進することとし、平成29年度当初予算は、前年度比1.5%減の8099億6900万円となっております。奄美関係の主な予算としては、世界自然遺産登録関連事業や部活動生徒の大会遠征費を一部助成する新規事業、奄美群島振興交付金を活用した航空・航路運賃の軽減や農林水産物輸送コスト支援事業など、継続事業として計上されております。

こうした中、本町の平成29年度一般会計予算の編成に際しましては、新庁舎建設に向けた整備を重点的に推進してまいりますが、焼却炉や多目的運動場のコート整備等が完成したこともあり、対前年度比6.9%減の43億4941万7000円の規模となりました。

また、特別会計としては、国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療などの合計で、前年度比6.8%増の17億9491万1000円となっております。

加えて、企業会計の水道事業会計（事業費用ベース）については、前年度比0.7%増の1億8905万8000円となっています。

一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算総額は、63億3338万6000円で、前年度に比べて3.2%の減となっております。

次に、一般会計を中心に、歳入歳出予算の概要についての御説明を申し上げます。

## 1 主な歳入予算について

まず、一般会計歳入予算のうち、基幹的収入である町税は3億2007万3000円で、前年度比約345万6000円、1.09%の増であります。地方交付税につきましては、18億3145万円と前年度より1億1875万円の減額で計上しております。

県支出金につきましては、前年度より1億1237万1000円の増額で4億8058万9000円となっております。

町債の総額は5億3073万4000円となり、うち辺地対策事業債が1億6550万円、過疎対策事業債が1億4460万円、臨時財政対策債が1億743万4000円と、公共施設等適正管理推進事業債3010万円などとなっております。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきましては、財政調整基金から1億3642万1000円を繰り入れて対応することとしております。

## 2 歳出予算における主な事業等について

次に、一般会計歳出予算のうち、主な施策・事業についての御説明を申し上げます。

まず、総務費で役場仮庁舎移転事業1574万1000円、役場新庁舎整備事業7105万円、民生費でハレルヤ保育園費2億5328万4000円、子ども・子育て支援事業費1億8963万1000円、衛生費でし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業1002万円、農林水産事業費においては、茶花漁港水産生産基盤整備等の漁港管理費1億8083万7000円、商工費で、地方創生関連事業の与論町観光リバーバル推進事業費2340万5000円、土木費で辻宮住宅1号棟・4号棟の改修工事に係る住宅管理費1億5788万4000円、教育費では多目的運動広場整備事業1億8434万8000円などを計上しております。

なお、町債の元利償還に係る公債費につきましては、対前年度比で0.8%、406万9000円増の5億3585万円となっております。

次に、新年度の具体的な施策・事業等について、各分野ごとに説明申し上げます。

### 第I 保健・福祉・医療の分野

#### 1 保健衛生費について

##### (1) 健康づくりの推進

① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21」に基づき、健康づくり事業・施策の継続実施

- ② 各種がん検診・結核健診の実施及び受診率向上対策の推進によるがん及び結核の早期発見と予防対策
- ③ 各種団体との連携による「健康福祉フェスタ」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展開
- ④ 「8020運動」の推進による妊娠期から高齢者までの歯科口腔保健対策事業の」継続実施

(2) 母子保健の推進

- ① 島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の継続実施
- ② 妊婦健診に対する公費助成の継続実施
- ③ 母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の継続実施
- ④ 医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療費の給付継続
- ⑤ 島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対し、離島地域不妊治療支援事業による公費助成の継続実施

(3) 感染症対策の充実

- ① 定期予防接種費用に係る町費助成の継続実施
- ② 追加ワクチンの定期接種に係る予防接種事業の推進

(4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化

- ① 管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的な充実

2 医療・介護・福祉について

- (1) 国民健康保険事業（事業勘定）及び後期高齢者長寿医療制度の推進
  - ① 医療費及び保険給付費の適正化・軽減を図るため健康づくり活動、訪問指導、心の健康づくりなどに力点を置いた保健事業の継続実施
  - ② 加入者を対象にした特定健康診査（生活習慣病）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）などの充実
  - ③ 「特定健康診査等実施計画」に基づいた実績の検証と推進
  - ④ 県後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者医療制度の円滑な運営及び事業推進
  - ⑤ 生活困窮者の自立支援の推進
  - ⑥ 市町村民税非課税世帯及び年金生活者等支援を対象とした臨時福祉給付金の継続実施
  - ⑦ 国民年金施策の推進
- (2) 高齢者福祉の増進
  - ① 老人クラブ等の運営活動の継続支援

- ② 敬老者に係る施策事業の継続支援
  - ③ 独居老人及び災害時要援護者等に対する支援の充実
  - ④ 介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
  - ⑤ 地域包括支援センターにおける高齢者等支援活動の強化
  - ⑥ 介護予防日常生活支援総合事業の推進
  - ⑦ 在宅医療・介護連携・生活支援体制整備・地域ケア会議等の推進
  - ⑧ 認知症支援施策の推進
- (3) 障害者福祉の推進
- ① 与論町障害者福祉計画に掲げるノーマライゼーションの具現化に向けた施策・事業の継続推進
  - ② 障害者（児）施設入院面会旅費補助事業の継続実施
  - ③ 身体障害者バス無料乗車券の交付による生活支援の継続実施
- (4) 児童福祉の充実
- ① 幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こども園」の継続実施
  - ② 町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の量的拡大・確保、保育の質的改善の推進
  - ③ 「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産奨励のための施策事業の継続実施
  - ④ 児童手当法による児童手当の支給（6月・10月・2月）

## 第II 産業の振興

### 1 農業の振興について

日本の農業を取り巻く環境は円安による輸入資材の高騰や、農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減少及び消費者の食の安全・安全への関心の高まりと、ますます厳しい環境になっております。

このような中にあって、本町の農業振興については、安定生産を目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点品目とする複合経営の一層の推進を図ってまいります。

#### (1) さとうきびの振興

- ① 面積の維持・拡大に努めるとともに、増産対策として、土づくりの推進や除草対策及び病害虫等の適期防除の推進として薬剤への助成。  
また、生産向上対策として、優良種苗の導入や調苗班の育成
- ② 農家の経営安定対策のため、関係機関・団体との連携強化による農業共済制度の加入促進

(2) 園芸の振興

- ① 輸送野菜の生産拡大・品質向上のためのさといも種子代及び自家種芋確保対策、トンネル施設及びパイプハウス等の資材代の一部助成
- ② 生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会等の実施
- ③ 農林水産物輸送コスト支援事業の活用による農家経営の安定

(3) 畜産の振興

畜産については、価格が上昇し安定して好調を維持していますが、引き続き次のこと取り組んでまいります。

- ① 優良素牛導入補助金による母牛の増頭と高齢母牛の更新
- ② 飼料作物種子導入による低コスト飼料の確保
- ③ 敷料供給による畜舎環境の改善及び防疫対策の徹底

(4) 環境保全型農業の推進

- ① 堆肥センターの良質堆肥及びIPM技術を活用した環境保全型農業の推進
- ② 有機認証農家やエコファーマーの育成及びかごしま農林水産物認証の推進

(5) 耕地防風林の造成推進のため防風林用苗木代の一部助成の実施

2 農業生産基盤の整備について

豊かで住みよい農村づくりを推進するため、平成29年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら、効率的な農業生産の確保に努め、次の農業農村整備事業を実施してまいります。

- (1) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）第二真正地区の継続整備
- (2) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）叶地区の継続整備
- (3) 県営海岸保全整備事業（高潮対策）ハキビナ地区の継続整備
- (4) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）朝戸地区の新規整備
- (5) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間北地区の新規整備
- (6) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間南地区の新規整備
- (7) 農業基盤整備促進事業前浜地区の継続整備
- (8) 多面的機能支払い交付金事業の実施

3 水産業の振興について

水産業の振興については、漁業者の高齢化や漁業資源の減少など、依然として厳しい状況にありますが、離島漁業再生支援交付金を活用した諸事業を実施するとともに、農林水産物輸送コスト支援事業の活用による漁家の経営安定を図ってまいります。

#### 4 漁港の整備について

漁業従事者の漁船の安全確保と施設設備の充実を図り、漁港としての機能保全を図ってまいります。

- ① 茶花漁港水產生産基盤整備
- ② 南海岸防災基本計画に基づく漁港区域の事業化推進

#### 5 治山・海岸保全事業の振興について

ハキビナ海岸の整備については、平成27年度から実施されている海岸防災林造成事業の継続整備と、平成28年度から実施されている海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）の推進に努めてまいります。

#### 6 商工観光業の振興について

町内の商工観光業については、百合ヶ浜等与論島の海の魅力に関する特集を中心に、全国ネットのテレビ局や旅行雑誌に取り上げられることもあり、平成15年度以来13年ぶりに入り込み客数が7万人を超える、町内においては、商工観光業を中心とした活況を呈してきました。

また、奄振交付金事業を活用した沖縄県と連携した交流需要喚起対策特別事業の拡充による航空運賃及び船舶運賃の軽減により、交流人口の増加に寄与する流れとなりつつあります。また、29年度は、奄美群島の国立公園化が決定し、奄美・琉球地区の世界自然遺産登録推進に向けた取り組みが加速しており、奄美群島全体の観光業の活性化や知名度の向上を生かした農林水産物や特産品などのブランド力の向上も期待されます。これらの来訪機運の高まりを追い風とし、さらなる入り込み客数、滞在日数の増加を目指し、与論町総合戦略及び第5次総合振興計画との整合性を図りながら、以下の施策を進めてまいります。

##### (1) 商工業の振興

28年度に引き続き、旅行客向け商品券助成事業の継続実施により、町内の消費喚起を促し、商工業の活性化を図ってまいります。

併せて、平成24年度、25年度の台風災害対策への利子補給補助事業等セーフティネット施策についても継続して進めてまいります。

##### (2) 観光推進事業の実施

来訪気運の高まりや町内の活気が出始め、希望が見えてきたことで、総合的な島づくりを推進する組織の設立や町民が主体となった地域経済の活性化など、自主的かつ継続的な取り組みがこれから課題と捉え、これらの解決のために以下の取り組みを実施してまいります。

- ① 与論町まちづくりDMOの設立

島内外の多様な人材を活用し、観光振興による島づくりを進める組織（DMO）の設立

② 沖縄北部との連携

国頭村などの沖縄北部地域との連携によるスポーツイベントや、旅行商品券付モニターツアー等の実施のほか、テレビ・ラジオ等のメディアを活用した交流人口の拡大を図る。

(3) 誘客対策の実施

誘客対策については、これまでの取り組み内容の精査も行いながら、より効果的な施策を推進してまいります。

① 空港・船舶会社や旅行会社との連携及び協力によるツアー造成等誘客活動の推進

② 鹿児島県観光連盟や奄美群島観光物産協会及び沖縄県コンベンションビューロー等との連携によるスケールメリットを生かした誘客活動の展開

③ メディアやSNS等による情報発信を活用した広報宣伝

④ ヨロンマラソンやヨロン島フェア等のイベントを活用した情報発信

⑤ 修学旅行等体験学習教育旅行の積極的な誘致

⑥ 「ゆんぬ体験館」を中心に、島全体を体験フィールドにした体験型観光（修学旅行等）の推進

⑦ 魅力ある観光地づくり事業等の県単独整備事業や奄振交付金事業の積極的な活用による、観光地としての景観整備

⑧ 観光協会と連携したフットパスの推進

⑨ 夏場の増便対策（要請）

(4) 受入態勢の充実

与論島が魅力ある観光地として持続可能な受入態勢の充実を図ってまいります。

① 貴重な自然や文化を観光資源として活用するための景観美化の推進及び体験メニューの充実や新たな旅行商品の企画開発

② 民泊受入等着地型観光の受入態勢の推進

③ 与論島の最高の観光資源である「自然」と「人」を活かした観光「ゆんぬツーリズム」・「ヒューマンツーリズム」の推進

### 第III 産業の振興

#### 1 道路・交通について

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興

を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1) 町道

- ① 兼母2号線、増木名線の改良舗装整備
- ② 叶線、白石線支線の舗装整備
- ③ 社会資本整備総合交付金継続事業上田線及び那間茶花線の改良舗装整備、船倉茶花線交差点改良舗装整備、供利茶花線の一部及び与毛田橋改修業務委託
- ④ 町道の部分改修や路肩法面・路面補修等の維持管理と点検、整備
- ⑤ 町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進
- ⑥ 町道前浜地区嵩上げに向けた事業化推進

(2) 県道

- ① 茶花小学校前交差点改良と未改良区間の事業化推進
- ② 県道空港茶花線の整備

(3) 港湾・空港

県と連携し、与論港における運行船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性と利便性や円滑化が図られるよう、港湾施設の整備を推進要請してまいります。

また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるように努めてまいります。

- ① 与論港岸壁面のエプロン補修、用地舗装
- ② 与論港における安心安全な港湾施設の整備推進
- ③ 与論空港における、要改善箇所の改修や空港の安全利用のためのエプロン拡張の推進
- ④ 与論港コースタルリゾートの飛砂対策の推進

2 住宅の整備について

町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需給状況等を考慮しつつ、町営住宅の整備を推進してまいります。

- (1) 辻 宮住宅改修事業
- (2) 公営住宅等長寿命化計画策定（見直し）
- (3) 建築物耐震化促進計画策定
- (4) 家賃収納事務の更なる合理化

3 水道事業について

水道事業については、公営企業としての使命と責任を十分認識し、健全な経営の安定維持に努め、町民生活に欠かせない安全・安心な生活用水の安

定供給に努めてまいります。

(1) 水質の保全

- ① 浄水場施設機能の充実
- ② 水源地の水質汚染の監視
- ③ 浄水施設更新整備計画に伴う水源調査の検討

(2) 経営の安定

高い有収率の維持継続に努めてまいります。

- ① 配水流量監視と漏水調査の充実
- ② 老朽管の更新布設替
- ③ 3カ月滞納時の給水停止による未収金対策

(3) 施設の危機管理体制の整備

- ① 自動操作制御通信システムの更新
- ② 淡水化施設（電気透析装置）更新整備計画の検討
- ③ 災害時の飲料水確保に伴う配水池増設用地の検討

4 農業集落排水事業について

集落排水事業について、次のことに取り組んでまいります。

(1) 管理運営

- ① 施設機能更新事業計画に伴う最適整備構想
- ② 施設保守点検の迅速・効率化と経費削減
- ③ 放流水質の適正管理による環境汚染の防止
- ④ 加入率の向上と収入の確保

5 環境保全について

環境保全については、町環境総合計画に沿って次のことを推進してまいります。

(1) ごみ処理

- ① 適正なごみの分別意識や不法投棄防止等の啓発
- ② リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R運動」の推進による循環型社会の構築
- ③ 町内で排出される可燃ごみ排出量抑制及び廃棄物処理費用関連の財源確保等のため、一般廃棄物処理手数料の改正及び一般ごみ有料化の実施
- ④ 新ごみ焼却処理施設（与論クリーンセンター美ら島）の適正管理及び延命化対策

(2) し尿処理

し尿処理施設建設に向け用地の選定及び環境影響調査を実施してまいります。

また、合併処理浄化槽の年次的整備（国庫補助事業）を継続実施し、住環境整備及び地下水の水質保全を図ります。

(3) 美ら島づくり（緑化推進）

花と緑豊かな島づくりのため、町全体の取り組みとなるような花苗の提供や島のイメージ（観光地）にふさわしい花木の植栽・沿道の緑化整備を推進し、自然と環境に対する意識が高まるような島づくりを進めてまいります。

6 消防防災・防犯・交通安全について

消防防災・防犯・交通安全については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 消防防災

- ① 広報活動等、町民の防災意識の高揚の推進
- ② 消防団員の補充や訓練の実施、消防資機材の整備や防災行政無線の維持管理の充実による消防防災体制の強化
- ③ 各自治公民館の自主防災組織や事業所と連携した防災訓練の実施

(2) 防犯

- ① 防犯灯の維持管理等
- ② 警察及び与論町島中安穏協会との連携した啓発活動の展開

(3) 交通安全の推進

- ① 警察及び与論町島中安穏協会交通安全協会等の関係機関と協力した各種啓発活動の展開

第IV 教育・文化

本町の教育は、日本国憲法並びに教育基本法の理念、県の教育方針、地区教育行政の教育目標に基づき、第5次与論町総合振興計画を踏まえ、国際化・少子高齢化・高度情報化など変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人間の育成に努めます。

学校・家庭・地域社会等との一層の連携を図り、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を目指し、「与論町の教育的な伝統や風土を生かした誠の教育・生涯学習」を推進します。

そのために「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」「社会で自立できる生きる力を育む教育」「開かれた学校・信頼される学校づくりの推進」「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」「生涯にわたって学べ

る環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育委員会の活性化を推進し、教育行政の充実を図ります。

### 1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

基本的な生活習慣を身に付け、法やきまりを遵守し、規律ある適切な行動ができる主体的・積極的な人間を育てることが重要です。

本町では、「誠の島」と謳われ、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠である」と讃えられている美しい自然と風土があります。この環境を生かし社会でたくましく生き抜くために、他人を思いやる心や夢や理想を持ち、粘り強く学び努力する礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

### 2 社会で自立できる生きる力を育む教育

子どもたちが、グローバル化し変化の激しいこれからの社会で、適切に対応して生きるために、ＩＣＴ教育環境の整備を充実し、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力をはぐくむ教育を推進します。

特に、月1回の土曜授業実施3年目として、昨年の成果を踏まえ内容充実に努めます。

また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育んできたふる里・郷土や国を愛し、誇りにする態度を養うことや、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子どもの状況に応じた教育の推進にも努めます。

### 3 開かれた学校・信頼される学校づくりの推進

学校の教育活動を適性にするため、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聞くことができる、学校評議員会の充実に努め、開かれた学校づくりを推進します。

また、教職員の資質向上に努め、学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な信頼される学校づくりを推進します。

さらに、幼稚（園）・小学校・中学校・高等学校の連携を充実させ、心の教育、キャリア教育、ユンヌフトウバ学習、英語学習などにおける一貫した教育の推進が図れるようにします。

少子化に伴う学級減に歯止めをかけ、中学校・高等学校全学年2学級を維持すると共に、一人一人の進路実現につなげる魅力ある学校づくりを行うために、与論への中高生の留学制度の周知を充実させ、島外からの留学生

募集に努めます。

#### 4 地域全体で子どもを守り育てる学校づくりの推進

教育の振興は、地域・保護者の担う役割が大きいものです。本町は、PTA活動が活発であり、伝統、体育・スポーツ・文化的な地域行事も受け継がれており、子どもを「島の宝」として地域で育てる風土が残っています。

今後も、種々のグループ（特に青年団活動）、コミュニティ、関係機関等の活性化、さらに相互の連携充実を図り、地域全体で子どもを守り育てるための取り組みを推進します。

#### 5 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化について学べる環境づくりを目指します。スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なものであり、そのための新たな施設として整備が始まる多目的運動広場の活用方法の具体策の検討、「危機的状況にある言語・方言サミット」のまとめ、文化財の調査・確認等を推進し、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむ活動を推進します。

### 第V 町政運営の推進体制

行財政改革等を柱にした町政運営の推進体制については、主な事項として次のことに取り組んでまいります。

#### 1 行政改革等について

- (1) 業務の外部委託及び指定管理者制度の推進検討
- (2) 庁舎建設の推進
- (3) 正職員、臨時職員を問わず業務に対するモチベーションの向上及び町民サービスの向上

#### 2 財政改革について

- (1) 町税等の基幹的な歳入確保及び徴収率の向上を図るため、相互併任の活用及び収納体制の強化

- (2) ふるさと納税の推進

#### 3 住民参加の体制強化について

- (1) 週報やホームページ等の情報公開による外部意見の収集及び提言等の反映

- (2) まちづくり懇談会の活用

むすびに、以上、平成29年度の町政運営に係る基本の方針と当初予算の概要等

について御説明申し上げました。

これらの施策・事業等の推進に際しましては、「第5次与論町総合振興計画」における「第2期実施計画」と「地方版総合戦略」が相互に補完しあい相乗効果を發揮する内容にして、より効率的で効果的な行財政の運営に努めてまいる所存であります。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より重ねてお願い申し上げまして、平成29年度の施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 町長の施政方針の説明を終わります。

暫時休憩します。10時50分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前10時36分

再開 午前10時47分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第5 議案第1号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第1号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第1号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

「与論町障害児就学指導委員会規則」の名称及び本文中の文言等の一部改正に伴い、「報酬及び費用弁償等に関する条例」別表の区分に修正が生じたための改正になります。

具体的には、別表、与論町心身障害者就学指導委員会の委員の項を削り、同表中「与論町心身障害児就学指導専門委員」を「与論町教育支援専門委員」に改めるものであります。

また、与論町男女共同参画地域推進員設置要綱の制定に伴い、報酬・費用弁償について追加するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第6 議案第2号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第2号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第2号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の一部及び地方税法施行令の一部を改正する等の法令（平成26年政令第316号）の未施行分及び地方税法施行令の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）の一部が平成29年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正及び引用条項等の整理を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、法人住民税の法人税割の税率の引き下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更並びに自動車取得税の廃止時期並

びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更に対応した所要の規定の整備となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第3号 与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第3号「与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第3号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

堆肥センターの運営委員に、畜産農家と直接関わりの深いあまみ農業協同組合与論事業本部の関係者を加えさせていただきたいため、委員定数の変更と運営委員の

任期を変更するものであります。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第4号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第4号「与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第4号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、時間外勤務手当等の勤務1時間当たりの支給額の算出方法について、労働基準法の適用のない国家公務員に準拠した算出方法となっているため、必要な改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第5号 与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第5号「与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第5号、与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

番号法第19条第8号が追加されたため、条例の一部改正をする必要があるので、本条例案を提出するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第6号 与論町農業委員会選挙委員定数条例の全部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第10、議案第6号「与論町農業委員会選挙委員定数条例の全部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第6号、与論町農業委員会選挙委員定数条例の全部を改正する条例の制定について提案理由を説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、法第8条による議会の同意を得て任命することとなる本町農業委員会の委員の定数並びに法第18条による新たに委嘱される農地利用最適化推進委員の定数について定めるため、本案を提出するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、与論町農業委員会選挙委員定数条例の全部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、与論町農業委員会選挙委員定数条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 与論クリーンセンター美ら島の設置及び管理に関する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議案第7号「与論クリーンセンター美ら島の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第7号、与論クリーンセンター美ら島の設置及び管理に関する条例について提案理由を申し上げます。

与論クリーンセンター美ら島の完成に伴い、平成29年4月1日から施設の供用開始となることから、本条例を制定するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論クリーンセンター美ら島の設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、与論クリーンセンター美ら島の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第12 議案第8号 与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第12、議案第8号「与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第8号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例について提案理由を申し上げます。

与論町多目的運動広場の新設に伴い一部供用開始するため条例を制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、与論町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第13 議案第9号 与論町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第9号「与論町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第9号、与論町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化する等、必要な改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、与論町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、与論町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第10号 与論町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第14、議案第10号「与論町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第10号、与論町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正前の同法の条を引用している条文等について、必要な改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、与論町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、与論町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第11号 与論町情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第15、議案第11号「与論町情報公開条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第11号、与論町情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、新たに定義規定が追加された語について、必要な改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、与論町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、与論町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第12号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（福地元一郎君） 日程第16、議案第12号「平成28年度与論町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第12号、平成28年度一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、町税個人住民税1454万3000円、地方消費税交付金1647万円、財産収入利子及び配当金1013万4000円などそれぞれ増額し、民生費国庫補助金2188万6000円、財政調整基金繰入金7392万9000円などをそれぞれ減額しております。

次に、歳出の主なものとしまして、民生費障害福祉費1540万9000円、子ども・子育て支援事業費2500万円、諸支出金庁舎建設基金積立金3000万円などをそれぞれ増額し、総務費一般管理費2030万3000円、民生費臨時福祉

給付事業費 2036万1000円、農林水産業費基盤整備促進事業費 606万4000円などそれぞれ減額しております。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5989万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額は 51億7834万4000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 御質問申し上げます。私は7ページと8ページ、第2表と第3表のことについて少し説明を求めたいと思います。

まず、第2表、継続費の補正でありますけれども、要は、新年度の平成29年度のところの年割額のところが金額が 4534万8000円増えているわけですけれども、その簡単な内容の説明をお願いします。

なお、新年度の当初予算であがってくるはずですので、そこで詳しいところは、場合によってはお聞きしたいと思いますが、なぜこれが変更になったのか。契約も変更することになると思いますけども、なぜ増になっているのか。その説明を簡単にお願いします。

なお、この様式の年割額のところに、数字と単位の間に罫線が入っていますが、この罫線は外すべきだと思いますが、それも併せて訂正したほうがよろしいんじゃないでしょうか。

まず、それが1点目ですけど。2点目も併せて質問してよろしいですかね。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） お答えいたしたいと思います。

まず最初に、まず一つの要因としましては、それぞれの特に建築ですが、国交省からの通達で建築物の諸経費が上がったことによるものが 500万円から 800万円ぐらい上がっております。さらに、韓国ほうに行って現物を見たりしてきたときに、今回、地方創生の事業で遊具を入れてあります。その下の部分が子どもたちの安心・安全ということで、スポンジが入ってる人工芝がありました。絶対これは高くつくにしても絶対整備をして子どもたちの安心・安全のためにするべきものだということで、新しくその事業費を組んであります。

それと、一番最初にはなかったんですが、トイレの小さい方のトイレ、東側、南東側になるんですが、そちらにトイレを整備をするということで、200メートルぐらい距離があるもんですから、トイレを整備して利便性を図ったということで

す。

また、先ほど議員よりありましたように、詳細につきましては、明後日、9日の教育委員会の予算審査のときに御説明を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） わかりました。詳しくは新年度の予算をみながらその中で審議をしたいと思います。

次に、第3表の繰越明許費のことですが、金額が大きいもの、3つの事業について説明を求めたいと思います。

款項目の真ん中ほどの6款3項、事業名、茶花漁港水産生産基盤整備事業と、その下のほうの町道改良費、土木費の町道改良費の2つの事業、町道増木名線改良舗装事業と町道上田線改良舗装事業、これがなぜ繰越明許になったのか。その説明、簡単でよろしいんですけども。繰越明許を行う場合は、財源がしっかりと確保されているということがしっかりと、その財源の見通しがちゃんと立っているという場合にしかできないわけですけども、そのあたりも併せて説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） お答えをいたします。

まず、一つ目の茶花漁港の関係ですけども、これにつきましては、昨年の12月に契約をいたしまして、7000万円ちょっと超えてました。それで見ますと、工期が200日程度でございます。そうなりますと年度内では3カ月程度しかありませんので、その分のあと4カ月程度の期間を要するために繰り越すものとなっております。

それから、町道の関係ですけども、これにつきましては、用地交渉が困難を極めてまして、その関係で繰り越しをしております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 理由はおおむねわかりました。その町道については、増木名線も上田線も用地交渉がうまくいかなかつたからやむなく繰越明許となつたということですね。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） そのとおりです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 財源についてもちょっと併せて、茶花漁港、それから増木名線、町道上田線、財源はしっかりと確保されている見通しなのか、そこを確認しま

す。

○議長（福地元一郎君）　徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君）　担当課、総務課と協議をしながら進めておりまますので大丈夫です。

○2番（沖野一雄君）　以上です。

○議長（福地元一郎君）　8番。

○8番（野口靖夫君）　ただいまの2番議員の重なりますが、その今第3表のこの繰越明許、特に茶花漁港に関するこことでお聞きしてみたいと思います。これはもうあなたは今答弁の中で工期が十分ある。200日以上あるわけだから大丈夫だということを今おっしゃいました。それで繰り越ししているんだと。繰越明許を承認してもうためには、それが本当のその理由で正しいと思っておられますか。まずそれから確認しておきたい。

○議長（福地元一郎君）　徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君）　一つの理由としては、その工期の関係もありますし、その嵩上げ工事がですね、北港はての嵩上げ工事がその代船も利用しますので、その代船の手配が4月からと聞いております。その関係で繰り越しということになっております。

○議長（福地元一郎君）　8番。

○8番（野口靖夫君）　今、代船の話が出ました。今、課長は、先ほどの全員協議会の中でこう説明しました。代船というのは、大島の中にもいっぱいありますよ。また、沖縄にもありますね、代船は。近いところではですよ。27年度は沖縄から融通してますね。これ業者によってどっから融通するかはこれは変わると思います。それは認めます。だけど、今代船というのは、お話ししましたけども、我々はある情報をキャッチしているんですよ。代船はあるんですよ。大島郡にも。また近くの沖縄にもあるんです。その代船がないという理由をその業者から聞いただけで、新たな代船がないということで、今言いましたけども、こういうその業者からの情報を聞いたときは、あなたは管理者として適格に調べなければならないです。これがまず第1点。

それから、これはもう工期内で済ますということだから、その工期ということ、それは私も認めます。認めるんだけども、では、あなた方がその業者と締結した、この工事について、本当にこの工期内で完成できるかということをまず考えなければなりませんね。その時に、その時にいいですか、12月に締結しました、契約しました。もう12月から1、2、もう3月ですよ、こうきてますね。その中で、それでは私は12月の定例会でも質問いたしましたが、原則的に、これ今鹿児島県の

土木部が出している共通仕様書の中に書かれている文言だけども、原則的に J I S 認定工場のある地域では、この工事生コンを使用する場合は、J I S 認定工場生産の生コンを使用しなければならないということを新たに確認しましたね。これは副町長にも確認しました。そしたらその通りですということで、それはOKです。じゃあそこで、与論には一つしかないですね。その業者に対して原材料の供給、提供しないといけないわけですよね。それを話したことがあるかないかという確認はされましたか。どうですか。

○議長（福地元一郎君）　徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君）　発注したときに、そのJ I S工場があるということでわかつておりましたので、それは確認をしております。

○8番（野口靖夫君）　している。

○建設課長（徳田康悦君）　はい、しております。

○8番（野口靖夫君）　間違いない。

○建設課長（徳田康悦君）　はい、間違いません。

○議長（福地元一郎君）　8番。

○8番（野口靖夫君）　次は、先ほどは代船のことを言いました。今度はクレーンのことについて言います。ポンプ車のことについてお聞きしてみたいと思います。これも準備しなければなりません。できません。ポンプ車もなければならぬ。また代船もなければならぬ。クレーン船もなければならぬ。これはテトラポットの移動とか、枠の解体とかの時は必ず必要です。工事をするためには、そのいわゆる監督責任者が、これは確認しなければなりませんね。それを業者と確認したことありますか。

○議長（福地元一郎君）　徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君）　それはその直接その受けた業者が従業員も少ないもんですから、外注というんですか、下請けに出すということを聞いておりますので、それで対応するものと考えております。

○議長（福地元一郎君）　8番。

○8番（野口靖夫君）　外注する場合、下請けにさせる場合、その本請けの方が、あなたが、管理者がそう思いますということで想像で話をしたらいけないのでよ。本気で相談させないといけないわけですよ。本気で相談するのがあなたの責任。何で下請けのことを想像するんですか。下請けは関係ない、そんなの。そういうことが抜けているところがまず第1点。

もう一つは、一番最後に、いいですか、6月ごろまでにはこれはもう工期がきまぬ。その時にもう1回繰越明許になつたらどうしますか。この工期が過ぎた場合

には。そういうことも想定しながら物事を進めなければなりません。そういう時に、いいですか。我々は今、あなたも御存じのように、今マスコミで騒がれているでしょ、森友学園、大阪府の豊中市で起きてる国有地売却の問題、また、豊洲市場、土壌汚染、これも大きな問題なんです。だからこういう時期だからこそこうするべきであるということで私は言いませんけども、本当にあなた方は正しいこととして、入札をさせた以上は、入札をさせて正しくもっていくためには、その監督責任という義務があるんですよ。もう既に負っているわけなんですよ、その立場にあなたはおられるわけです。そのトップにおられるのが町長なんです。いわゆるそのもう最終的な責任は町長、今問題になっているのは、東京都では、小池さんでしょ。大阪府でもそうなんです。もう安倍総理まで出ているでしょう、名前が。こういうことになるからですね、我々が責任持って、その業者に請けさせた以上は、議会も、皆さん方も、執行部もですね、しっかりしてもらわないとこれは本当に、例えば、これ失敗した場合はですよ、一事例をつくりました。そしたらほかの業者にどう示しがつくんですか。ほかの業者には。ある業者は見逃してから、我々には何でそんなに厳しくするんですかと、これね、仕事もできませんよ。これ町民の税金ですよ。あるいは県からの補助金ですよ。国からの補助金ですよ。そういうことを考えた場合に、正しく見れば間違いない。ただそのあなたが言うことを、「はい、そうですか」と我々議会が聞いた場合、どうなりますか。我々も聞きたいですよ。我々も石原都知事がインタビューしているときに、記者クラブでやっているときに、「議会も認めたじゃないですか」て、言っておられましたよ。そうですよ、同一責任者ですよ。議会が議決した以上は同一責任者、あなた方と我々は一緒なんですよ。そういうことからして、我々もしっかりした議論をして、正しいことをやるべきじゃないですか。今話を聞いたら、何か議会で多分おそらく通過するだろうということであなた答弁しているようすけども、そうではないんです。そういう甘い考えではない。我々はですね、責任持ってやらなければならないんですよ。

じゃあもう一つ確認しておきます。最後に確認します。もしも6月にできない場合どうしますか。あなたはおそらく自分で役場辞めるべきでしょう、答弁されるかもしれませんが、そういうことは間違っても言ってはなりません。それを言ったら、それは町長の責任ですよ。そういうことじゃなくてどうしますかということを確認しておきたいと思います。今のうちに。

○議長（福地元一郎君）　徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君）　これにつきましては、業者がそれをするということで契約をしているわけですから、それは業者が完成をするものと考えております。

○議長（福地元一郎君）　8番。

○8番（野口靖夫君） 私はね、あなたに、もう副町長にもこう言ったことあるんですよ。この業者のランク付け、大丈夫かと。果たして仕事をさせたときに完成までもっていけるかということを確認してから契約をしましたかということを今会議場では言わなかつたけども、前も私は言ってますよ。そういうときに、責任ある監督者、いわゆるあなた方、執行部は、まず会社のランク付け、本当に倒産しないだろうか、大丈夫、この工事を任せていいいだろうかということをまず調べますよ。そして、指名委員会の中でそのことを議論して、指名したい、そのときに指名委員会で認められた者が指名業者になるわけですよ。そうでしょう、指名委員長、副町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ただいまの件に関しましては、担当課のほうからも報告を受けているわけですが、発注者側と受注者側の間に法令的に建設業法令ガイドラインというのがございますので、その辺のことをまた町発注者側と受注者側と協議しながら工期内完成に向けて努力をしてまいる所存でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） では、最後に、ここで私は言いましたから、ぜひその工事を完成されることがまず一つ。そして、皆様もしっかりした監督をしていただくと。それが二つ目。そして、今言わたった、自分が言われたことをまず守るということ。例えば、鹿児島県の土木部が出している、共通仕様書に準じてやる報告がありますね、業者に対して。これを守らせていくこと。このことはあなたの責任ですので、これを守ることができますか、どうですかということを、最後に確認して、私はこれで質問しません。どうですか、建設課長。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） 野口議員がおっしゃるとおりですので、それにしたがって指導をしていきたいと考えます。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

4番。

○4番（林 敏治君） 27ページの子ども・子育て支援事業費、これが2500万円計上されております。説明の中には、施設型給付金、それから保育所運営費というふうになっておりますが、具体的な内容の説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えいたします。これはハレルヤこども園の事業関係でございまして、今年度から施設型給付の運営費に係る積算率の変更がございま

して、それに伴う運営費の増加分が生じた結果でございます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） その事業費の内容としましては、具体的なその内容説明をお願いできませんかね。

○議長（福地元一郎君） 酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。これは子どものための教育関係、それから保育給付に関する支援関係、それからシステム等の改修等に係るような関係の内容も含まれているところでございます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） これはまた一般財源から持ち出しておりますので、これもまた一つ今後ともまた大変重要な施策だと思いますので、お願いをしたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 同じく27ページの今度は減額をちょっと聞きたいんですが、この目の90ですかね、これは印刷ミスじゃないんですかね。子育て支援・福祉促進事業の中で、このユンヌ世話焼き会の委員報酬がありますが、これ結果はどうだったんですかね。

それと、節の19のところの負担金、補助及び交付金で、この保育士の資格取得に対する補助金が減額になっていますが、結果的に何名の応募があったんでしょうか。私どもが調査をするといろいろそのこういったことに対して補助が欲しいというような要望がこども園さんとかからはあるわけなんですけど、結果的にはその何名がいかれたのか。

その2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） この2つの減額につきましては、子育て支援制度の中のその支援事業というのがありましたけども、事務上のそういうちょっと立ち上げに関する状況に出戻りまして、28年度では、その時期までにユンヌ世話焼き会の設立ですとか、それからこの幼児用保育の研修関係の事業等、またその申し込みがなかった状況がありましたもんですから、その関係で減額になっております。ちょっと事業的に適切な時期にできなかつた部分がありますけれども、そういう内容でございます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そしたら、今のこの報酬に関しては、立ち上げの時期がちょっと不備があったと。事務方のですね。それでその委員の委嘱とか、研究する歳出面

等ができなかつたということですね。29年度はまた再度同じような事業を立ち上げる予定ですか。

○議長（福地元一郎君）　酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　本年度は、子育て支援室という中央公民館の中を改造していただいた部屋で子どもたちへの支援関係、相談、結婚相談もやりまして、その中でまた先般またそのユンヌ世話焼き会の第1回の会議の中で、いろいろユンヌの方々のお願いとか、その会則、規則等のまた制定等もまた終えておりますので、29年度におきましては、4月から本格的にそういう関係の事業を推進できるものと確信しております。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　また関連してですが、この今の19の補助金のことですが、今こども園の3名の園長さんが来られてますけど、所管課のほうと協議をされて、この例えば、園内にその保育士の資格を取りたいというような希望者とかには、そのPR、説明、そこら辺の積極的な働きかけはなされていますかね、どうですか。代表してどなたか。

○議長（福地元一郎君）　阿多茶花こども園長。

○茶花こども園長（阿多とみ子君）　お答えいたします。町民福祉課と連携を取りまして、保育士資格等の研修、試験等に行く場合は、その補助が受けられるという、行って免許を習得した後でその補助が受けられるということを聞いて、職員にも通達しております。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　やはり労働できない園もいろいろあって、人材的な人手不足もあるでしょうけれども、できる限りその現場で働く、臨時職も含めて、そういう方が頼りになるべくこういった道を示していただいて、継続して有資格になるような一つ努力をしていただきたいなと思いますが、それと先般、那間こども園に行きますと、やはりここから道路への飛び出しの懸案とか、それから建物のちょっと弊害がありまして、見通しが悪いということで問題が本会のほうに提起されたと思うんですが、こういったのはそれなりにしかるべき機関、それら関係者とですね、話をすれば即座に解決できる問題かと思いますので、そこら辺の進捗をちょっと課長からお伺いしたいと思いますが、いかがですかね。

○議長（福地元一郎君）　酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　那間こども園の場合は、緩やかなカーブ等ございまして、園児のその飛び出し関係ですとか、そういう部分が少し危ないような状況にありますので、そういうこともまた園長からもまたいろいろ話を聞いている中で、職

員による誘導関係といいますか、退園時、それから登園の場合において職員同士で、何人か立って誘導してもらうとか、それから、そういうカーブ等もございますので、そこら辺のまた危ない危険箇所につきましては、島外の関係部署等ともまたいろいろ協議をしまして、より安全性が高められるようにこれから協議したいと思います。一応そういう危ない状況は認識しております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 子育て支援、これはもうまずはやっぱりこの安全がまた大事でございますから、一つ現場ともよく話をしてですね、3園ともいろいろ危険箇所もあるところについては、建設課あるいはまたその関係する県、そういった機関ともまた協議していただきながら、やはりこの減額予算も見受けられるわけですが、必要に応じてそういったところはその今まだまだ期間もあるわけで、その安全性が高められるように協議をして、一つ手配をして、しっかりやっていただきたいと思いますので、よろしく要請しておきます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

8番。

○8番（野口靖夫君） 教育委員会事務局長、あなたに1点だけ、そのしつこくは聞きましたから、ちょっと話の詰めをさせてください。

平成28年度ももう終わろうとしております。そこで我々が目的とする、悲願である多目的運動広場、もう完成の域を見ていますね。そこで、我々が気を付けなければならないのは、本当にその設計どおり、その業者が工事を施工したのかということを、先ほども建設課長が話をしましたけども、そこら辺はしっかりと確認されね、最後の詰めをしていただきたい。そうしないとね、今まで賛成・反対ある中で、我々議会として総意として、この多目的運動広場は必要だとやってきたことに対する無になってしまいますからね、一つそこら辺は、今答弁は要りませんから、答弁は要りませんから、しっかりと確認されて事業を進めていただきたいということを希望しておきたいと思います。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） わかりました。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 答弁は要らないということだったんですけども、終わります。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成28年度与論町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成28年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後は1時半から再開したいと思いますので、1時半までに御参集お願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第17 議案第13号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（福地元一郎君） 日程第17、議案第13号「平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第13号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので、国民健康保険税 512万4000円の増額、一般会計繰入金 400万円の減額計上をしております。

歳出の主なものでは、総務費 73万円の減額、保険給付費 1952万6000円の増額、後期高齢者支援金等 1110万円の減額、介護納付金 592万2000円の減額、保健事業 65万円の減額計上をしております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 今趣旨説明の中で、町長のほうが国民健康保険税が増額して、一般会計繰入金を減額したと、こういうことを今説明されましたけども、この要因、保険税がこうして上がった要因、これをどう分析しているのか、そこをお聞きしたいということ。

また、今度おそらく5月の決算に向けて、おそらく最終補正是5月になるんじやないかと思うんですが、決算に向けてどれぐらいのその補正予算を組まなければならぬと、現時点でお考へておられるのか。

その3点についてちょっと説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 竹本税務課長。

○税務課長（竹本由弘君） 保険税について御説明申し上げたいと思います。保険税につきましては、お蔭様で今年の収納率が、昨日現在で91%を超えるようになりました。ということで、この反映といたしましては、農業所得が今年度はよかったですということもありまして、ごく最近、1月頃から伸びておりますし、それに伴つてできるだけ一般会計の支出を抑えようということで、現状にあわせて増額計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 今それは聞きました。それはありがとうございます。それは今わかりました。その後の質問の答弁は入ってないんですが、どうなんですか。これ町民生活課になるのかな。私はこう言いましたよ。聞いてないですか。もう1回しようか。はい、じゃあ5月にね、おそらくこの国民保険の関係に関しては決算を迎えると思うんです。3月で締めるからと思いますからね。その3月には大体どれぐらいの見込みになりそうですかということ。それはもちろんおそらく一般財源からも繰り入れになるかもしれません、その見込みは現在でどのように推移するかという、も

う検討はしていますか、していないのかということです。どうですか。

○議長（福地元一郎君）　酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　例年、保険給付関係の増減に伺う形で、前年度の歳入から繰り上げという形でもってはきておりますけども、現在の時点では、昨年度並みぐらいの繰り入れがないといけないのではないかと。5月時点での近辺ではつきりしてくる状況でございますので、6月の補正あたりでまたというような形になるんじゃないかなと考えております。

○議長（福地元一郎君）　ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第13号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第18　議案第14号　平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第4号)

○議長（福地元一郎君）　日程第18、議案第14号「平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山 元宗君） 議案第14号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、歳入で後期高齢者医療保険料に414万4000円、雑入に3万8000円をそれぞれ増額計上し、一般会計繰入金を285万円減額しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に133万2000円を増額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 副町長にお伺いします。今までのこの国民健康保険特別会計、また介護保険特別会計他、後期高齢者の特別会計の審査にあたって、あまりにもその財政が非常に厳しくなってきたと。もうこれはちょっと将来的には値上げしなければならないという議論もありました。その中から私が心配するのは、平成29年度予算の中で、今から審査をするわけですが、それも関わることですが、町民の国民保険税の負担額の増というのは、今現在考えておられますか、それとも今は考えなくて、来年あたり考えようとか、そういう考え方を持っておられるのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今保険税の県内統一に向けては、平成30年度の準備をしているわけなんですが、これまでの研修会での報告を見ますと、当面は保険税の上昇は現状のままでいけるんじゃないかということのようです。でも保険税につきましては、与論町の場合は所得割と均等割と平等割の三者方式をとっておりまして、県内の大部分の市町村がプラス固定資産割というのを加えてやっているわけなんですが、本町の場合は、従来どおり総資産割というのを除きまして、所得割と平等割と均等割で進めていくこうという結論に達しているようです。詳しい試算につきましては、今後29年度の半ば頃に県から数字を提示していただいて、それについて各市町村でまた検討を進めていくという段階でございますので、本町では収集しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） そこで今度県に移行するわけですが、やっぱりそれなりにその

各自治体で、いわゆる市町村で、この件に関しては、やっぱりこれぐらいだろうと、いろんな試算とか、いろんな協議会をつくって、この検討しておかなければ、県の指導だけで上から目線でぱっと言われたんでは、町民のその負担の問題を考えるときに、ちょっと乖離があるんじゃないかな。今のうちに執行部である程度のその状況把握といいますか、町民の今現在の問題を考えながら、この2、3年の間にどうなりそうだということぐらいはある意味検討していかなければならないと思うんですが、そういうことも検討しておられますか。どうですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） これまで、各市町村単位に国保のほうも運営をしてまいりましたが、今度は県単位に統一をされていきますので、市町村からの一つの負担金というような形になって、強制的に支出をしていきますので、今後はやはり徴収率の問題とか、担当と協議しながら納期内納税を進めることによって一般財源からの繰り入れをして、最終的には調整という方法を、従来のやり方を改善していく必要があると思いますので、その辺は30年度の予算編成において検討してまいりたいと思っております。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第19 議案第15号 平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（福地元一郎君） 日程第19、議案第15号「平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第15号、平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で介護保険料及び国・県交付金当初見込みからの減額等により3531万6000円の減額となっています。

歳出につきましては、介護保険給付費の実績見込み額の減額等により3531万6000円の減額計上をしております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 日程第20から日程第26までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

#### 日程第20 議案第16号 平成29年度与論町一般会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第20、議案第16号「平成29年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第16号、平成29年度与論町一般会計当初予算について提案理由を申し上げます。

平成29年度一般会計当初予算の総額は43億4941万7000円となり、対前年度比約6.93%の減額となっております。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より345万6000円の増額、県支出金が前年度より1億1237万1000円の増額計上する一方で、地方交付税は1億1875万円の減額で計上しております。町債の総額は5億3073万4000円となり、うち辺地債が1億6550万円、過疎債が1億4460万円、公共施設等適正管理推進事業債3010万円などとなっております。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調基金から1億3642万1000円を繰り入れて対応することとしております。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費で与論町役場仮庁舎移転事業1574万1000円、与論町役場新庁舎整備事業7105万円、民生費でハレルヤ保育園費2億5328万4000円、子ども・子育て支援事業1億8963万1000円、衛生費で屎尿浄化槽汚泥処理施設整備事業1002万円、農林水産業で漁港管理費1億8083万7000円、商工費で地方創生関連予算として与論町観光リバーバル推進事業費2340万5000円、土木費で住宅管理費1億5788万4000円、教育費で多目的運動広場整備事業1億8434万8000円などを計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 2点に絞って質問させていただきます。まず1点目は、国民年金、そして、さらにもう一つは、ハレルヤ保育園についてであります。

それでは、まず最初に、国民年金についてから質問させていただきます。国民年金改正法案が通過されまして、この中身までは詳しく知りたくはないんですが、やっぱり年金改正法ができた以上は、年金を増やすためにはどのような方法があるのかということで、町民が非常に心配しておられますし、また聞きたいと思っておられるんじゃないかなと思って、そのいわゆる概要についてどう考えておられるのか。例えば、その低所得者への支援とか、あるいはまた、パート勤労者に対する助成措置とか、そういうものがいろいろあると思います。その件に関して、まずそれをどう考えておられるのか。どうやっていくのか、そこら辺を説明していただきたい。

○議長（福地元一郎君） 酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えいたします。低所得者への支援ということでございましたが、年金を含めて所得が低く、援助を要する方には、福祉的な給付ということで、この年額6万円という予定になっておりますが、これが31年の10月からスタートする予定になっております。また、将来の年金を増やしたいというような意味合いの御質問がございましたが、パートで働いている方々も現在おられるわけでございます。そういう中で、厚生年金に入って年金を増やせるというようなことも言われているところでございまして、現在、パート労働者として国民年金に加入している方は、厚生年金に加入すると年金の受取額が増額になるというようなこともあります。この要件としましては、週20時間以上勤務で、月額賃金が8.8万円以上ということになっておりまして、それ以上であれば厚生年金に加入できるという動きになりました。大企業は28年10月からこの制度が取り入れられておりまして、中小企業等で働いている方々につきましては29年の4月からという流れになっております。

また、増やせるという意味合いでいきますと、公的年金に上乗せするということでは、最近いろいろここにも出てますけども、横文字でイデコと言いますけど、個人型確定拠出年金という呼び方らしいんですけど、その制度が60歳になれば基本的に誰でも入れるというようなことになりますて、29年の1月からですがそういう制度もできております。その掛け金などにつきましては、所得税の優遇措置もあるようでございます。そういうことでいろいろ会社によりまして、国民年金と厚生年

金との2階建てということもあるかと思いますが、今話ましたような内容でのそういう改正等が主な内容になっております。年金の仕組みとしましては以上でございます。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） わかりました。ありがとうございます。次に、先ほど言いました、ページ数は59ページです。59ページのハレルヤ保育園、この認定こども園について質問させていただきます。

ここで59ページのほうに、先ほど町長も御説明がありましたが、認定こども園の施設整備事業の金額、9700万円ありますね。それとか保育所等緊急整備事業1億5600万円あります。この件についてお聞きしたいと思います。

まず、3点お伺いいたします。まず、これは我が島のですね、次世代を担う子どもたちの育成のためには非常に必要な予算なんです。今我々は、私も一般質問でいつも言っておりますが、子どもたちが我が島をつくるんだと、この町の発展も子どもたちにかかっているんだと。そのためには、小さな子どもたちをまず育てなければなりません。そのために、今課長は頑張っておられるし、町長も我々も頑張っているわけなんです。そこで、こういう事業をされるということは非常に喜ばしいことなんです。そこで、要請されたその時期と、その経緯について、まず説明していただきます。要望された時期と、その経緯について詳しく説明してください。

○議長（福地元一郎君） 酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） 要望の時期でございますが、平成28年の10月に社会福祉法人ハレルヤ福祉会理事長以下4名の連盟で、ハレルヤこども園さんの安全な作業のための緊急整備事業ということで、整備事業については要望ということで町のほうに書面提出が行われました。いわゆる、その背景ということでございますけども、ちょっと長くなりますが、昭和55年4月の開園以来、ハレルヤこども園さんとしましては、地域のニーズに応える児童福祉施設ということを目指しまして、現在、37年間事業を継続してきたわけでございます。そのような中で、園舎の老朽化ですか、園児・児童、職員の増加等によるスペース不足とか、そういう問題が生じてきたということでございます。また、この老朽化等につきましては、御承知かとは思いますが、56年度からそれで新耐震性基準以前の建物でございます。その要件がございまして、コンクリートの崩落ですか、天井の剥離、落下、それから鉄筋の腐食によるそういう状況。また、その影響で雨漏り等の老朽化に伴う障害等が発生している状況でございまして、また、その開園当初からしますと、今60名が113名というような、職員はもとより、児童数の増大がございましたので、スペース的な問題とか、それからそのほかもまだあります、給食の問題等も

発生するわけでございまして、給食室におきましても、スペース的に狭い状況である。いわゆる設置している機具等もまた不足しているような状況と、そういう諸々の状況も重なりまして、昨年10月の要望という流れになっている状況でございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） ここで目を見張るものがありますて、あなたの、または町長の御努力によって、国・県支出金が非常に伸びておりますね。今我々は庁舎も建設しなければなりません。本町の財政が厳しい中で、この国・県支出金を充当されることは、そして地方債を分割してできるということ。このこと2点を出すと、非常に頑張りようはわかるわけなんです。私は、この件に関しても非常に感謝を申し上げたいということで、今質問しているわけなんですね。そこでその補助金制度のその内容説明をちょっとしていただけませんか。

○議長（福地元一郎君） 酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えいたします。予算書のほうにございますとおり、ハレルヤ保育園としましては、その他の負担金に認定こども園施設整備事業9718万4000円とございます。この認定こども園施設整備事業と申しますのは、文科省機関の事業でございまして、子ども・子育て総合支援対策事業の中の一つの事業でございます。これにつきましては、負担割合が国・県2分の1、市町村4分の1、それから事業所が4分の1というような事業内容でございます。

また、もう一つの保育所等緊急整備事業につきましては、国・県支出事業ということで、厚労省の事業でございまして、保育所等整備交付金の中の保育所等緊急整備事業のことでございます。この事業につきましては、平成29年度単年度で造成されたものでありますて、待機児童加速化プラン、これを今年度中に提出するのであれば待機児童があるなしに関わらず、事業費の減免といいますか、そういうのがとられる事業のことの概要にのっかりまして、出している事業でございまして、その待機児童がいるいないに関わらず、今年度中に計画を出すのであれば、そういうことで国が3分の2、市町村が12分の1、そして事業所が4分の1という内容の助成制度になっております。これ増改築ということが対象になるということでございまして、保育園さんもあれば増改築ということで申請しておりますので、この事業があてはまるということで整備を進めていくように考えております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は、議会で皆様をほめたことありませんが、非常に、本当に

よく頑張ったと思いますよ。先ほど申し上げましたが、本町の財源は非常に厳しい、その中で、こういうことをやらなければだめなんですね。これに向けてやっていくという。最後にお聞きしたいのがこのスケジュールをどうやって完成までもつていくかということが大事ですので、そこをお聞かせください。そしたら質問を終わります。

○議長（福地元一郎君）　酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　この保育所の整備、交付金のスケジュールにつきましては、29年の5月に協議を受け付けるということでございます。そして、6月上旬に内示があるということでございまして、聞きましたら、園としましては、8月頃解体をして、その内示に基づいた申請をしながら工事を進めていくというスケジュールです。

○議長（福地元一郎君）　ほかに質疑はございませんか。

2番。

○2番（沖野一雄君）　私は、概括的な質問ということで、1点だけ確認の意味で御説明をお願いしたいと思います。

町長の施政方針の中で、町長の施政方針と新年度の予算書との関わり、あるいは今後の考え方をちょっと確認する意味で御質問させていただきますが、施政方針の中の2ページの一番下のところに、教育委員会が所管しております、多目的屋外運動場について、町長はこういう表現されておられます。「平成29年度はクラブハウスの整備や周辺整備等を行い、女性活躍拠点施設としての機能充実も図りながら、スポーツ合宿の誘致などによる交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えます」ということで、要は、この多目的屋外運動場は、先ほども継続費でありましたように、約4年間で4億円近い巨費を投じる予定になっております。また、準備の費用とか考えますと、おそらく4億円ぐらいの規模になるんでしょうか。非常に町民の関心も高くて、私どもにも時折あそこはどうなっているんだ、お前たちはどういう考え方を持っているんだというようなところを質問されたりする場合があるわけです。そういう意味でも、執行部の皆さん、あるいは町長、教育長、皆さんとの共通理解を図りたいという意味で、私はあえて質問を申し上げているわけですが、要は、この私がポイントとしてあげているところは、クラブハウスですかね、クラブハウスとか周辺整備、これはハード整備になるわけですが、こういったハード整備が終わって、次の段階で、具体的にその女性の活躍拠点施設として具体的にどういったふうに活用していくのか。そして、目指すところのスポーツ合宿の誘致とか、そういったことによって交流人口をどうやって増やしていくのかというところをもう少し具体的に、29年度だけでなく、その後もどういった考え方持つてお

られるのか。そこをあえて考え方をお聞きしてみたいと思います。

以上です。町長よりもむしろ私はちょっと具体的なところということで教育長に御答弁をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。まず、施政方針にあります。女性活躍拠点施設という部分でございますが、この多目的運動広場のサッカーパートのところにおいて、まず1点は、女性に優しいサッカーができるようなシステムづくりと、クラブハウスも考えているということでございます。今までと違って男性中心ではなくて、女性が使用するにあたって優しい部分、例えば、子連れで子どもを連れてきても給湯施設があったり、授乳施設があったり、それからトイレを女性用にして、必要なときには男性も使えるとかいう視点から、女性が使いやすい、女性が来ても活用しやすいという、まずそこに視点を置いているのが一つでございます。大まかには。

二つ目は、周辺整備の中では、その外側に子どもたち、親子連れの女性、母親が子どもを連れてきて遊べる、あるいはそういう参加も含めて活用しやすい遊具施設もそういう工夫の中において導入しております。そういう意味で、女性の活躍ということと、それから、使いやすいということで考えております。さらに、交流人口等につきましては、また局長のほうから付け加えていただきますが、大まかにはそういう様々な女性のサッカー、といったものにも活用させたい、そこを中心にしていきたいということです。多目的でありますから、ここの人工芝を敷いた施設がほかのイベントにもまた活用できるようなことを考えております。そういう意味で、スタートのこけら落としというか、仕様をはじめからそういう計画を今局長を中心に準備を進めているところです。足りない部分については局長のほうから答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 田畠事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） お答えいたします。今教育長が申し上げたのにプラスをしますと、ほかの地区にあるような施設、もちろん沖縄とか、大きいところでは財源的にも恵まれていますし、そういうふうなところでお金をかけなければ幾らでもいいのができると思います。ただし、この島にしかできないものは何なんだろうかということを考えた場合に、島の小ささを利点とするしかないだろうと。そして、女性向けのクラブハウスというのはほとんど日本全国探してもありません。ですので、こういう構成からぜひそういうふうな方々、ラクロスを含めて、サッカーだけじゃなくて、いろんな方々を誘致できればというようなことで、今実際動いて

いるところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） はい、ありがとうございます。今説明いただきました。おおむね方向性はわかりますが、相当頑張らないとこの多目的屋外運動場というのは維持経費もおそらく数年したらあちこちほころびが出てきたり、あるいは場合によっては地盤沈下があるかもしれない、造成地ですので。そういう心配も当然あるわけです。そこで、一般質問ではありませんので、あまり長くはできませんけれども、成功に向けて、ぜひ町長、教育長、そして教育委員会の局長も定年まであと残りわずかとなっておりますが、ぜひ次の担当の方にも本当にそれこそ一生懸命取り組んでいただいて、ぜひこの多目的屋外運動場が成功できるように、先ほど局長が言わされたように、ほかにない特徴、島が小さいというのは、ある意味逆転の発想で、小回りがきいて、小さいけれどもなかなか味があって非常に魅力的な多目的屋外運動場だというふうに言われるように、そういうような努力をぜひ頑張っていただきたいということを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

#### 日程第21 議案第17号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第21、議案第17号「平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第17号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約9.02%増で、9億9650万4000円となっております。

歳入については、前年度比増減の主なものとしまして、国民健康保険税1545万6000円の増額、国庫支出金140万1000円の減額、県支出金237万5000円の減額、療養給付費等交付金150万円の減額、前期高齢者交付金2325万2000円の増額、共同事業交付金3925万2000円の増額、繰入金973万4000円の増額となっております。

歳出につきましては、前年度比増減の主なものとしまして、総務費264万20

00円の増額、保険給付費3965万4000円の増額、後期高齢者支援金223万4000円の増額、前期高齢者納付金31万円の増額、介護納付金140万円の増額、共同事業拠出金3033万3000円の増額、保健事業費296万8000円の増額、諸支出金295万円の増額となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

#### 日程第22 議案第18号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第22、議案第18号「平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第18号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約6.3%増で、7072万9000円となっております。

対前年度比増減の主なものとしまして、歳入では、後期高齢者医療保険料417万4000円の増額となっております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に408万2000円を増額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

#### 日程第23 議案第19号 平成29年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（福地元一郎君）　日程第23、議案第19号「平成29年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山　元宗君）　議案第19号、平成29年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、6億9583万7000円で、対前年度より2557万5000円の増額となっております。

対前年度の増減の主なものとしまして、歳入で、保険料197万7000円の増額、国庫支出金1026万6000円の増、支払基金交付金448万2000円の減、県支出金31万6000円の減、繰入金1826万3000円の増で、総額2557万5000円の増額計上をしております。

歳出では、総務費328万3000円の増、保険給付費790万円の増、地域支援事業費334万4000円の増、諸支出金費1010万円の増で、総額2557万5000円の増額計上をしております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君）　介護保険の予算の中で、歳出の予備費が例年50万円計上してあるんですかね。今年は150万円、新年度で計上しているということで、100万円増加になっているわけですが、これは確認なんですが、予備費はどれくらいの規模が望ましいとかいう基準があると思うのですが、そういったことでこれは是正されたのか。あるいは、何か特別なことが予想されるがためにちょっと額を増やしたのか。そこだけ確認をお願いします。

○議長（福地元一郎君）　酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　例年、国からも給付費の場合は2%から3%程度上昇している傾向もありますが、そのような中におきまして、介護給付費というのは増加するであろうということが、増額計上している状況でございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第24　議案第20号　平成29年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（福地元一郎君）　日程第24、議案第20号「平成29年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山　元宗君）　議案第20号、平成29年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、27万4000円で、対前年度より1万円の増額となっております。

対前年度の増減の主なものとしまして、歳入で、一般会計繰入金1万円を増額計上しております。

歳出では、総務費1万円を増額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

## 日程第25　議案第21号　平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（福地元一郎君）　日程第25、議案第21号「平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山　元宗君）　議案第21号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度4.13%増で、3156万7000円となっております。

歳入で、分担金13万8000円、使用料1215万2000円、国庫補助金300万円、繰入金1624万4000円、歳出で、総務管理費2050万5000円、事業費310万円、公債費786万2000円を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

#### 日程第26 議案第22号 平成29年度与論町水道事業会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第26、議案第22号「平成29年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第22号、平成29年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数2,783件、年間給水量59万5000立方メートル、1日平均給水量1,630立方メートル、建設改良費9403万2000円となっております。

収益的収入で、営業収益1億7402万8000円、営業外収益1502万9000円、収益的支出で、営業費用1億7810万4000円、営業外費用945万4000円を計上しております。

資本的収入で、工事負担金35万円、保償金1,000円、資本的支出で、建設改良費9403万2000円、企業債償還金1237万2000円を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番。

○9番（林 隆壽君） 水道事業の今後のことについて、町長にお伺いをしたいと思います。平成26年度の水道事業について、経営分析をされておられますか、その時には、経常収支比率は100%を僅かに超えて、今年はわかりませんが、当時は100%を超えてからうじて安定された経営状態にあるように見ておりますが、今後老朽施設の更新あるいは耐震化等の事業費増が見込まれると考えます。また、少子高齢化による人口減少や節水、意識の向上等で給水収益が減少するのではないかと懸念されるわけですが、これからはますます町民のニーズに応えるためにも浄水施設能力を強化し、より一層の水質向上が望まれると思います。そこで、今後、この

経営維持を安定していくためには、議会や町民のコンセンサスを得ながら、近い将来料金改定が必要になってくるのではないかと思うのですが、現在、どういう政策で、また計画をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） お答えいたします。ただいま老朽化に伴う施設が増加しておりますので、今後水質並びに施設の整備について、整備していきたいと思っております。町民の方々のニーズに応えるためにも施設の更新をしていきながら、27年の与論町水道事業経営診断の原案作成、委託設計書に基づいてこれから整備していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 今水道事業に携わっている方々は、少人数で少数精銳で大変苦労されているのをよく私どもは承知しております。しかし、この料金改定に伴う諸々について、やはり町民がある程度納得するようなことではないといけませんので、今からきちんと計画をして、できれば料金改定をしなくてもいいような、そういう政策をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

#### 日程第27 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第27、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第16号から議案第22号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第22号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時30分

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に高田豊繁君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

#### 日程第28 議案第23号 字の区域変更について

○議長（福地元一郎君） 日程第28、議案第23号「字の区域変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第23号、字の区域変更について提案理由を申し上げます。

県営畠地帯総合整備事業（担い手育成型）岸元地区において、区画整理工事を施工したことにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町内の字の区域を変更するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、字の区域変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、字の区域変更については、可決されました。

—————○—————

#### 日程第29 議案第24号 与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第29、議案第24号「与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について」議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第24号、与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

町内各体育施設の指定管理期間満了（平成24年度から平成28年度の5年間）に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び与論町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、指定管理予定施設の一括管理業務を行う指定管理者の候補者を公募及び審査し、指定管理団体を決定したことによるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、与論町砂美地来館・総合運動場・結囲公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理者の指定について議決を求める件は、可決されました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月15日本会議（一般質問）であります。午前9時まで御参考願います。  
本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時37分

# 平成 29 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 29 年 3 月 15 日

平成29年第1回与論町議会定例会会議録  
平成29年3月15日（水曜日）午前9時00分開議

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 遠山 勝也 君	2番 沖野 一雄 君
3番 川村 武俊 君	4番 林 敏治 君
5番 高田 豊繁 君	6番 町俊策 君
7番 大田 英勝 君	8番 野口 靖夫 君
9番 林 隆壽 君	10番 福地 元一郎 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 林英登樹君	税務課長 竹本由弘君
市民福祉課長 酒勺徳雄君	環境課長 吉田勉君
農業委員会事務局長 川村達義君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 徳田康悦君
教育委員会事務局長 田畠豊範君	教育委員会事務局長 田畠豊範君
水道課長 竹田平一郎君	与論こども園長 富千加代君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 池畠あけみ君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長代理 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開議 午前9時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、高田豊繁君。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。

それでは、先般通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思います。通告書に基づきまして、質問させていただきます。

#### 1 堆肥センターの経営について

(1) 堆肥製造処理のより効率的な運用を促進する必要があると思われるが改善を図る考えはないか。

(2) 稼働開始から相当の期間が経過しているが、所定の検討委員会を設置して経営の民間移譲を図る考えはないか。

#### 2 各小中学校の洋式トイレの設置について

(1) 近年、各家庭や公共施設では洋式トイレが一般化しているが、各学校のトイレを洋式トイレに改修する考えはないか。

#### 3 寺崎墓地周辺の用地取得について

(1) 寺崎墓地周辺の用地は、そのほとんどが民有地のまま保安林の指定を受けているようだが、この土地を町で買い上げ、公用地とした上で保安林整備を図る考えはないか。

#### 4 役場新庁舎移転後の跡地利用計画について

(1) 役場新庁舎基本計画の策定と並行し、現庁舎跡地の再開発基本計画の策定や住民説明会を開催する考えはないか。

#### 5 地方交付税の増嵩対策について

(1) 町道及び農道台帳の見直し整備を図り、地方交付税の増嵩対策を図る考えはないか。

#### 6 無料人材紹介業の実施について

(1) 町内における人材の有効な活動の場の提供や事業所の労働力の確保を図るために無料人材紹介業を実施し、町のホームページで広報活動を展開する考えはないか。

7項目についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。それでは、高田議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、最初の堆肥製造処理による効率的な運用についての御質問でございました。お答え申し上げます。

本町の場合、家畜農家から原料を受け入れる段階で、含水率が全体的に高く堆肥製造に長期間を要していることから、畜産農家の皆様に文書や原料を回収する際に堆肥舎に保管していただくようお願いをしているところでございます。

現在の堆肥製造工程は、水分調整用の副資材（バガスやおが屑等）がコスト的なることもあり利用できない状況のため、含水率を落とすため天日干しを行いながら、マニアスプレッダーによる攪拌堆積作業を繰り返して、約6カ月から7カ月間の期間をかけて堆肥製造を行っているところでございます。

御指摘のとおり、これまでの堆肥製造工程では、どうしても作業が天候に左右されることや、昨今の子牛価格の高値維持により、本町の飼養頭数はさらに増加することが予想されることから、堆肥製造期間の短縮化や自動攪拌により作業の省力化を図るような機器の導入について、県と協議しながら取り組みたいと考えているところでございます。

次、2番目の経営の民間移譲等についてでございます。

現在、本町では、家畜農家から牛ふんの回収依頼があれば、基本的にすべて受け入れております。需要と供給のバランスがとれないところですが、JAや和牛改良組合等、関係機関とも相談しながら、機械化組合等と統合し、ニーズ対応がさらに向上できる新たな組織化体制ができるか検討をしてまいりたいと考えております。

次に、寺崎墓地周辺の用地取得についてでございます。

寺崎墓地周辺の保安林は、昭和52年に潮害の防備のため、後方の人家、耕地4.5ヘクタールの受益で保安林として指定を受け現在に至っております。

御質問のとおり、保安林用地の中には民有地が含まれていますが、保安林所有者は、その事業終了後も恒久的に保安林の指定目的を達成し、森林の施業計画を実行し得る者として与論町が望ましいと思われます。

現在、県の関係機関と保安林整備について協議しながら、用地の所有者やその相続関係を調査中でございます。

次、役場庁舎移転跡地利用についてでございます。

現庁舎跡地の再開発基本計画の策定につきましては、平成29年度中に「庁舎跡地利用計画検討委員会（仮称）」を設置し、防災面や茶花市街地の活性化など様々

な視点から検討してまいります。

また、町民説明会につきましては、検討委員会を進めていく中において、隨時開催し広く町民の意見をいただきながら計画を推進してまいります。

次、5番目の農道台帳の見直しの件でございます。

町道以外の農道の維持補修や水路等農業用施設の維持管理を行うことで、多面的機能支払交付金事業を利用して9集落で活動をしております。この事業では、町道は対象外とされており、農道を町道に格上げすることは活動組織の推進意欲を低下させることにもなり、交付金を増額してもらうために土地改良事業による農地の整備を推進していきたいと考えております。

次、6番目の無料人材紹介業の実施についてでございます。

本町における職業紹介は、現在、大島郡内地域を管轄する名瀬公共職業安定所（以下安定所）によって行われており、町内の事業所から安定所へ求人の申し出があった際には、安定所から本町へ求人票が送付され、役場及びハローワークインターネットサービスにて公開する形式をとっております。御指摘にある町独自の無料人材紹介業は、職業安定法第29条に規定されている「地方公共団体の行う無料の職業紹介業」に該当するものと思われます。

本町においては、求人募集を行う事業所数がもとより少数であり、仮に無料職業紹介業を実施した際に、取り扱う求人情報の多くを既存の公共職業安定所からの情報提供に頼らざるを得ないと想定されていることから、本町における無料職業紹介業の実施の効果性については、なお検討を要するものと考えます。

しかしながら、本町の内外における労働市場情勢を迅速かつ網羅的に把握し、求職者へきめ細やかな職業紹介を実施するためには、既存の職業安定所による職業紹介サービスの利便性の向上を図りつつ、鹿児島労働局や名瀬公共職業安定所と緊密に連携し、将来的には本町での無料職業紹介業の実施も選択肢の範囲としてとらえ、本町の雇用状況改善のための施策検討を行っていきたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 2番の各学校の洋式トイレの設置についての御答弁をさせていただきます。

現在、与論町の小中学校の便器数は112個あります。洋式と和式の別では、洋便器が19個、和便器が85個となっています。率では洋便器が約17%ということになります。

与論町教育委員会としては、洋便器を増やしていく方向で、各学校の実態、施設の改修・改築事業を踏まえながら、財政状況を考慮し計画的に整備を進めてまいります。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、まず質問事項1の堆肥センターの経営についてといふことで追加質問をしていきたいと思いますが、第1点目の堆肥センターにつきまして、まず最初に、堆肥センターの整備、開設に関しては、本町農政における知力の増進とともに、近年拡大する和牛の多頭飼育による畜産廃棄物の円滑なる処理を目的として、多くの町民の期待を担って完成し、現在運用されているところであります。この施設は、農家を初め町民、また職員の皆さんのが貴重な知恵と努力によってできた貴重な施設であり、この件に関しては、これまで議会の中で各議員から何回か取り上げられてきた経緯もございます。

今回、私が御質問いたしますのは、増頭化している子牛あるいは畜産の頭数に伴つて受け入れの状態がちょっと難儀をしているということ。さらに、そういった製品の質の向上を図るためにどうしたらいいかということもございまして質問しているわけですが、今後、やはりよりよい効率的な施設の運営を図り、町内全体の資源循環型社会構築のための観点から数点申し上げたいと思います。

先ほどの御答弁の中で、受入原料の含水比が高いということ。それから、今の施設における効率的な含水比を抜いて、やはり短期間でこれをできる方法がないかということで、今対策に苦慮しているところもあるということでございます。それから、量がやはり多いということですね。そういったこともございますけれども、今この完熟堆肥として出されているパーセントと、中熟堆肥として、未熟な状態で農家の要望に基づいてしているわけですが、その出荷している大体の比率はわかりますかね。完熟堆肥と中熟堆肥ということで、先ほどの御答弁では、完熟の場合、6カ月から7カ月ということですよね。それで今のその現況をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 御質問にお答えしたいと思います。

27年度の実績でお答えさせていただきます。完熟堆肥が大体695.5トン、中熟堆肥が3,207トンでございまして、比率的に大体40%ぐらいが完熟だと思っております。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この数字は初めて聞いたものですから、多少びっくりしたんですが、いわゆるその今中熟堆肥を例えばきび刈りの後の株なしの畑に散布している農家もかなりあるわけですが、そうすると、朝顔の害がやっぱり大きいんですよ。この朝顔というのは、外来の朝顔でございまして、輸入をしている牛の粗飼料から入ってきているというのが大方の見方ですが、2,4-Dという除草剤が一番でき

めんに効くわけですけど、これを散布すると最初は全部消えるんですよ。ですが、また後から後から発生してくるというのがございまして、やはり非常に困るということですね。それから、牛の飼料畑にこの除草剤をまくということはまず不可能だと思うんですよ。やっぱりもろに口に入れるわけですので、いかに無害と言われても、その除草剤を散布するということはですね。ですから、例えば、飼料畑にこれがはびこつてしまふと、大変困るし、またこれが年々こう後から後から生えてくるわけで、非常に困るということで、この今の695トンと3,207トンのこの比率なんですが、やはり極力この完熟堆肥の状態にして出荷するというのが理想的だし、そうでなくては、いい農地に仕上げることはできないだろうと、こういうふうに思うわけですね。そういうことで、それらのことに対して、これらも幾らかの問題はあると思います。引き続いて、申し上げてみたいと思うのですが、これは平成13年度の例ですが、鹿児島県農業環境推進環境堆肥部会というのがあります、その中で、堆肥コンクールがありまして、牛ふん部門では笠利、伊仙、徳之島、和泊が奨励賞を取っておりますが、実は、この2011年のコンクールの中で、株式会社アイドーラ・ジャパンという福岡の会社のコメントの中で、その堆肥部会からの審査結果を受けたその写しを持っていますが、やはり奨励賞は取っていますけれども、含水対策をしないといい堆肥はできないという指摘を受けております。それから、屋外で天日干しをしているわけですが、天気のいいときはいいですが、一雨降ったり、夏場でもスコールみたいに降ったら、これまた元に戻ってしまうので、やはり断水対策をするということが今一番の問題と、もっと効率のいい攪拌設備を考えるというが必要じゃないかと、こういうことを考えるわけです。一般的に、学会とか、文献によりますと、発酵するためには60度以上、発酵することによって、その中のたねを殺傷するということでございまして、まずこの発酵させるというのが一つの前提になるわけです。そのためには、今現在85%とか、そこら辺の含水が持ち込まれているようですが、それを65%程度まで下げてこないといけないということで、先ほどそのバガスやおが屑とかがないということがございましたが、笠利の場合は、確かにバガスじゃなくてハカマを裁断して、その断水のためにこれを使ってます。宇検村の場合は、木の皮、樹皮を使ってこれを碎いて、それをそのトップターンという機械で攪拌してやっているわけですが、与論島の場合はその攪拌装置をするにも、いちいちタイヤショベルでこのマニアスプレッダーに積み込んで、マニアスプレッダーで飛ばすという非常に効率の悪いやり方をしています。これは堆肥センター的一面の、仮に4反あるとしたら、あれ全体を攪拌するとどのくらいの時間がかかりますか。大体でいいですよ。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君）　はっきりした数字がわかりませんが、大体みんなで朝出勤しまして、天気がいいときには全体に広げまして、そして夕方回収するといった形で、大体1日ぐらいで1回の攪拌をしているかと思います。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　この攪拌装置でこの機械でいうと、笠利とか宇検ももちろん入ってるわけですけど、これも1時間もあれば十分やるんですよ。あれぐらいの量は1時間か2時間ぐらい。機種の大きさにもよるわけですが、やはりそういった限られた職員、あるいは限られた機材とか、そういう中では、そういった機械の導入をまず考えなくてはいけないということと、このあいだ県にもちょっと言ってみたんですが、やはりその天日干しよりはその屋根付きヤードを整備していく必要があるう。そうしないと、どうしても安定した製品の醸成ができないんじやないかという御指導もございまして、今後、やはりこの2点を検討していく必要があるのでないかと思います。

それと、これはちょっと余談になりますが、微生物を今いろいろな形で今利用していると。効果的なこととして、そういったものを使ってるかと思うんですが、これは私論ではありますが、この与論島製糖の糖蜜というのがありますね。砂糖を作った後の砂糖にならないものがあるんですよ。これは一応は出荷はしているんですが、大変安い値段で廃棄物処理みたいな感じで出荷しているんですが、こういったものを使うことによってものすごく微生物が有効に増殖されるもんですから、この糖蜜を薄めて、希釀して、散布する方法を、それだけでもこれはもう十分だと僕は思うんですよ。そういうことを並行して今後検討していただいたらどうかなと思います。

それから、よく聞く話ですけど、この堆肥センターもそろそろ民営化すべきじゃないかということもよく出るわけですが、これまでいろんな形で、今現在の既存の堆肥センターは今ここまでできているわけですが、もう十分にその不足の施設さえ整えば、もう堆肥センターは成り立つでしょうが、これは農家、畜産農家から受け入れる協定みたいなのがあるようですが、その内容について、ちょっとこの場で明らかにしていただきたいのですが、いかがですか。その受け入れた農家から、今度はまたその農家がその堆肥センターで作った堆肥を使おうとするでしょ。そうすると、そこに何某かのこの恩典というか、そのメリット的なものがあるんじゃないですか。その堆肥センターの経営面のことから、今度はちょっと1点、質問させてもらいたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君）　今の質問にお答えしたいと思います。

経営面での説明がございましたが、今畜産飼養農家のほうから、まず、原料の堆肥を回収する場合には、A、B、Cの3つのランクにわけて原料を搬入するようにしております。Aランクというのが水分率が60%ぐらいのもの、またBランクが山積みできるような程度で70%ぐらい、あとCランクというものがもうどろどろ状態のやつです。このA、Bに関しては、そのある程度の金額で恩典をつけて、その農家が使えるようにしております。Cランクに関しましては、もう全く無料ということで、農家のほうには理解をしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 結論を言いますけれども、まずは、この屋根付きヤードの導入、それから、トップターンという攪拌をするための機械ですね、これは全くタイヤショベルに頼らないわけですので、自動式じゃなく、もちろんオペレーターが付いてるわけですが、そういった機械でこのパイルをつくっていって、これを定期的に攪拌すること。それから、先ほどバガス、ハカマ、それからおが屑というお話を承ったりしたりしたわけですけど、やはりもう与論にはそういうものしかないですよね。どうしてもその与論島製糖もバガスを燃料に使っているわけですので、だからやはり戻し堆肥しかないと思うんですよ。できている堆肥の製造過程を長く取りながら、既に乾燥して含水率がもう落ちている戻し堆肥をその今A、B、Cとおっしゃいましたけど、トップターンで攪拌しながら、微生物の働きをさらに高めながら、製品を醸成していくという方法。それから、先ほど申しました、屋根付きヤード土地改良事業、いわゆる畠地帯総合整備事業とかで計画変更とかができる方法はないのか。そういうことも検討してみる必要があるなと思うんですが、今後、ぜひ検討していただきたいなと思います。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の御質問にお答えします。この堆肥センターは、中山間整備事業で平成15年度から17年度にかけて整備をしてございます。その関係もございまして、先日、沖永良部農地整備課、鹿児島県の農地整備課にもそういった屋根付きヤードができないかとか、そういった事業ができるようないのがないかといろいろと検討した結果、新しい堆肥センターをつくるのであれば、一応事業の中に入っていると。ところが、それに追加をしてヤードをつくるとか、そういった事業は今の現況ではないと。だからそれを、どういうふうにして県にお願いをし、また国にお願いをしてこういった事業を進めるかということを考えながら、また対応できるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そういういた課題があるということ、この今の現下の実情と問題点、課題というのを訴えていくことによって、また県のほうも何らかの対策をまた御享受いただけるかと思いますので、お互いにまた努力をして、いい方向に向かえるように一つこの施設については努力する必要があると思いますので、よろしくお願ひします。

やはりその先ほど民営化の話しをしましたが、できる部分は極力民営化すると。そういういた施設とか、見直しとかが必要な分は町がやるということで、その住み分けをして、業者がいつまでも堆肥づくりをするんじゃなくて、じやあその良質の堆肥をつくるためには、またさらに工夫が必要になるという、そういういた肉付けをさらにしていくということが行政の義務だと思うんですよ。

それと併せて、今4月から供用開始される新清掃センターの美ら島、これもこれからもう立派なのができて供用開始するわけですが、与論町で今後問題になってくるのは、生ごみの問題だと思います。それから、牛のし尿、このあいだ福祉センターで環境省の立派なシンポジウムがありまして、そういう中で、やはり牛のし尿の問題も指摘されてますし、今後これは避けては通れないような問題になるかと思います。そういうことで、このし尿対策の問題とか、そういうことと併せて、先ほど新規事業でないと難しいということもございましたが、生ごみの有効な処理をして活用していくという方法を、これは業者でなくてはできないわけで、そういういた新しい、今後の展開、必要なことに関しては行政がやると。既存の堆肥づくりはもう民間に譲与してもいいのではないかということですので、なるべく、またその受託業者が負担にならないような経営的に成り立つような方法をお互いに検討していくために、やはりそういうこともまた必要かと思いますので、そういういた新しい方向に向けて歩み出すことも必要ではないかと思いますので、御検討をいただきたいと思います。町長、お願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今課長が答えたように、必要なことでございますので、町としても県と協議しながら検討してまいりたいと思いますし、民間移譲につきましても、どういう組織をつくって、どういう体制で対応していくべきかと、そういういたような検討課題を考えておりますので、また皆さんのお知恵もお借りしながら極力そういう方向にできればいいなと思っております。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） はい、ありがとうございました。それでは次に、各小中学校の洋式トイレの設置についてでございますが、先ほど教育長から今の現下の個数、そ

れから比率をいただきましたが、できれば今後、この数字を逆転させて、洋式を80%程度、和式を20%程度にしていきたいなという答弁が欲しかったんですが、どうですか、教育長、今いろんなことをやっていらっしゃるわけですが、こういった予算の使い方というのを、いろいろ工夫して考えていくわけであって、すぐ予算がプラスしてくるというのは、どこの課もないわけですから、そこら辺も加味しながら、そこはもう教育長の考え方ですが、やはり今はもう既に子どもたちの家庭もほとんどが洋式ですよ。女の子も男の子も全部ですね、そういったことで、やはりそういったことに学校がちょっと遅れを取っているのではないかと思って、非常に心配して質問したわけですが、どうですか、目標としてはどのくらいのことを考えていますかね。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今申し訳ありません、数値目標はちょっと示しにくいですが、3小1中ともバランスよく入っていることは入っている。だけど低いとおっしゃるような状況ですので、予算も申し上げましたが、順次改善の中で、どこの工事が入るか、どこを直していくか、老朽化等の対策をしながらとにかく前進していくように意識を持ってこの部分については、学校が特にこの辺からというようなことも聞きながら、前進させていきたいとは思っております。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そのように一つ努力をしていただきたいと思います。

それでは、次に、3番目の寺崎墓地周辺の用地取得でございます。今現在、与論町には、県が管理している保安林の地域森林計画というのがございまして、これは88ヘクタールということで載っているわけですが、これはもうハキビナ、あるいは大金久、そういったこともトータル的に計画されているわけですが、先般、商工観光課サイドの予算審議の中でも出てきましたが、現在、その24、5年度の大型台風によって一網打尽にされまして、もう本当に今アダンとオオハマボウぐらいしか生えてないという大変厳しい状況にあること。それから、地域の方々からお伺いしますと、墓地の面積が非常に、分家の方々とかの墓地の確保に苦労されているということです。しかしながら、その土地が民間の方々の土地になっておりまして、民有地のまま保安林に指定しているという状況にあるわけですよ。それでこの土地の取得ですが、西側の、今墓の周りに7反近くの土地がありまして、また東側にも民有地がさらにありまして、両方とも民有地のままその保安林の指定がなされており、これも県の台帳にはっきり載っているということは、先般の議会でも申し上げたわけですが、寺崎の場合、与論のその増木名集落、増木名一体から北側の方々は寺崎に行って、町長の御自宅から宇勝墓地にこう行くというのが大体の今の墓

地のメンバーの方々ですが、やはりそういったことも加味しながら、今後その用地取得に向けて進めていく必要があるのではないかと思いますが、この用地取得の方法ですが、実を言いますと、地方型と言えば、例えば5反分の土地を買って、町が事業をするということは、その租税特別措置法の対象になって減免がきくのですが、町が買って、事業は県のほうでやってくださいということでは、そこにまた何らかのまたあれが必要だということなんですが、その土地を町が買って、その整備事業の場合は、高額補助で事業の整備ができるわけですので、用地の取得に関しては、町が取得して、県に事業をやっていただくということが最も理想的なことでございますが、そこに町が買ったら必ず県に譲渡するというのが必要だというんですよ。そうやって協定なり、そういったことをやっていただきたいというのが税務署の見解でございます。町が事業を起こすということは、これは全く不可能なわけでございます。県からは町が土地を買ってくれというような要請のようですので、そこをするためには、もうどうしても町が一旦買って、それを有償あるいは無償で県に所有権の譲渡をする。あるいは、そういったことを必ず県と町とで譲渡しますよという協定があれば、その減免が、土地のその譲与税ができるということでございますので、そこら辺は鹿児島にまた資産担当の専門官がおられますので、税務署とまた協議をしていただいて、間違いのないようにやっていただきたいと、思うわけでございますが、これはもう答弁は別にいいです。先ほど答弁書の中で、与論町がこの森林の事業を結局実行し得る者として与論町が望ましいということがちょっと引っ掛かりますが、これは与論町があれだけの保安林を、これは県が今県の指定を受けていますよね。県の指定を受けているわけですから、この与論町がそれだけの事業を例えればするということは、これは県単ですると50%しか補助はない。だけど県営でするとしたら、国・県を合わせて100%できるでしょ。もちろんだから県庁が買って町がやるというのは、事業が大規模すぎて、できたらその町が買ってから県にその値段で売ればいいじゃないですか。そうするとそれは町は全く持ち出しじゃなくて事業できるわけだから、そういうふうに持っていったほうがいいと思います。どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の御質問にお答えします。今の質問では、町が民有地を購入した上で、後は鹿児島県に売って、事業をやってもらう。その件に関しては、まだ話し合ったことがなくて、実際にわかりませんが、今までのシイラ海岸、シイラ海岸をしたときには、民有地を町が買い上げて、また一般国有海浜地も国から払い下げを受けて、あの20メートル以上の防風林帯をつくるというのが、その整備の事業目的ですから、それとした経緯がございますが、この与論町の土地

を鹿児島県に売るということは、まだ、そういったことを話し合ったことがないの  
で、そういうことができるものかといふことも今後関係機関とも協議をして聞  
いてみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ですから、その有償か無償かですから、無償で仮に県に譲渡し  
ても、それはもう事業ができればそれでよしとするか。あるいは、その譲渡税を町  
が負担して、町有地のまま県がいいといふのであればそこで県に事業してもらうと  
いう選択肢はあるわけですね。ただその町がしてから県がその事業をすると、そ  
の土地の租税特別法の適用が効かないというだけの話でありますので、そこら辺の  
負担面を考えるといいんじゃないかなと思います。

ということでございますが、この4点目の役場新庁舎移転後については、一応先  
ほどの御答弁で結構かと思いますが、それから、5番目の地方交付税のことにつき  
ましては、先ほどはいわゆる農政畠の関係ばかりということで受け取りました。私  
が町農道というふうに通告した関係でこうなっているのかなと思って、これは私の  
ミスだと思いますが、これは町道及び農道ということで解釈していただければと思  
いますので、今後努力していただきたいと思います。そういうこと今されてないで  
しょ、両課長にちょっとお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の御質問にお答えします。農道の場合は、ほ場整備  
が終わりまして、換地処分登記がなされ、与論町の道路となつた場合に、幹線道路  
等につきましては、隨時町道に変換しております、前課長の時代にも町道へ変換  
した記憶がございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） お答えをいたします。事業の関係上、農道につきまして、  
町道につきましてもなんですが、事業に採択できるものがあれば町道から農道に格  
下げをしまして、その後また事業した後に町道に格上げするという形で、町にメリ  
ットがあるような形で取り組んでおります。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そういうような視点では申し上げてないんですが、詳しいこと  
はまた後日、17日にでもまたお伺いしたいと思いますので、これはもう時間がな  
いですから、今日はもう割愛させていただきたいと思います。

それから、最後のですね、無料人材紹介事業の実施についてということでござい  
ますが、これは先ほど御答弁がございますように、職業安定法の第29条といふ

うに載っていましたけれども、こういうハローワークは今のところ大島本島と徳之島に支部があり、沖永良部にはシルバー人材がありますね。効果的な人材を確保をするために。今私が申しましたのは、例えば、同じ労働力でも、例えばその建設業者の労働者とか、そういうことじゃなくて、簡単なヘルパーさんとか、その介護とか、それから農作業、特にこのインゲン、ユリ、ジャガイモ、サトイモ、そういうふた農業面における軽作業なんですが、うまい具合にこの労働力がリンクしないような実態があるんですよ、今。例えば、具体的なことを言いますと、そのインゲンを収穫するためには、もう短期間でやらなくてはいけないということがありますね。ユリもそうですが。しかし、その労働力としては、どうしても高齢化することと、それから、やっぱり家族のその後継者がないということ、そういうこともございまして、非常に生産者側がとにかく生産力を上げる効果的な方法がないということですね。そういう方や一方では、時間が非常にあり余っている奥さん方、そういう方がいっぱいいるわけですよ。そういうことで、そのハローワークとか、そこら辺のそのグレードの高いレベルのものの考え方じゃなくて、こういう需要と供給がうまい具合にあるんだけど、そこを御紹介さえいただければ、後はその当人同士で、私、何時から何時までだったらいいいんだけど、お互いの思いがつなげられるように、その紹介程度なんですが、これは許可を得る必要はなく、届出をするだけでできるんですよ。窓口としては、鹿児島地方裁判所の隣に財務局の黒い建物があり、そこの中に厚労省の事務局がございますので、向こうに届出をするだけでことは足りるということのようですが、新しいことを始めるために、いろいろこれまでにシルバー人材銀行ということ、議会のほうから何回も提案されて、それがまたすぐたち切れになつたりした経緯がございまして、そのシルバー人材銀行までいきますと、これはもう大変なコストもかかるでしょうし、大変なことになろうかと思うので、そこまでいかなくて、ただ御紹介をする、このホームページを読んで、そういうのが広報に表示されて、そこでクリックすると、ここに働きたい人という、そういう募集に対応して連絡先を登録していただける。それでうまいぐあいにそのお互いにできればですね、それで事は足りるので、時給は幾らとか、そういう細かいことは双方で話し合いながらしていくような形ですよね。そういうことをできないかなと思うんですが、このニーズは非常に今この農繁期のときに非常にございまして、ですけど、その監督者、責任者が必要なようですね。責任者を置くようなこととか、そういう細かいことにつきましては、またそういったその厚労省の出先のほうに問い合わせをしてみたらいいんじゃないかと思うのですが、この窓口はやはり総務企画課の企画部門が一番適しているんではないかと思うのですが、そこで沖島総務企画課長にちょっと。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　お答えいたします。今現在、役場の総務企画課で行っている与論町内の雇用創出といいますか、雇用の確保ということで、これまで役場の週報等に掲載していたのですが、月2回ほどに週報に紙面が確保できないということで、それを日刊にしたことで、そういったことからどうしようかということで検討しまして、役場の総務企画課に求人コーナーを設けてあります。今12事業所ぐらいきているところですが、今その農業関係についても、そのどの方からが役場にこういう方が欲しいとかといった情報があれば、役場の総務企画課の窓口でもチラシを置いていただいて、そのマッチングができるかと思います。それは検討します。

○議長（福地元一郎君）　5番。

○5番（高田豊繁君）　一つ土壤はできているようでございますので、それを町民に広く、あるいは、またその内地からこういった時期に来てそういうのがあれば働きたいなという人もまたいるかもしれないですから、例えば、ハーベスターの作業もだいぶこちらにいらっしゃる方々が中に入ったりしますよ。内情をみると、島の方々ばかりではやっていない。そういうこともあって、総務企画課長もそこまで土壤・土俵を広げていただいているのですから、今度はそれを周知させるために、いつでも開ける状態、例えば、内地に行っても、またあるいは、その週報を見なくてもできるような状態、そしてまた、雇いたい人がまたこういうのがあるんだねということで、そこにまた掲載を申し込むということ。そういう気配りというか、その対策をまたお願ひできればと思います。例えば、農作業でも何時から何時までは、例えばインゲンは朝早くて、後はまた昼から何時まではサトイモとか、その情報を見ることによって、働きに行くことができるわけで、そこをうまい具合に、プログラムを組めるわけで、そこら辺をもっと進化させてですね、一つよろしく御検討いただければと思いますので、細部にわたっては、またもう時間の関係もございますので、改めてお伺いしたいと思います。

はい、ありがとうございました。申し忘れました。今ここに5名、吉田さん、竹本さん、酒匂さん、それから林さん、川村さんの5名がおられますけど、長々私ども議会のまたこのやかましい意見も質問もですね、受けていただいたと思うんですが、大変これまで与論町の町政のために努力していただきまして、本当にありがとうございました。いろんな形でこれからもまた皆さん、これまで培われた資質、識見を生かしていただきまして、町政の発展のためにまた御尽力いただければと思います。本当に長い間御苦労様でした。この場をお借りしまして、感謝とねぎらいをしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で終わります。議長、ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、2番、沖野一雄君に発言を許します。

2番。

○2番（沖野一雄君） 私のほうは2点お伺いをして議論を深めてまいりたいと思います。

1 新庁舎を含む公共施設建築における強化木材C L T工法の採用について

(1) 第3回新庁舎建設住民説明会において、新庁舎の建築構造については、従来のRC（鉄筋コンクリート）構造を採用するとの説明があったが、強度の高さや耐震性、断熱性、デザイン性、工期短縮化などのメリットにより、近年注目され国の支援制度も始まっている「強化木材C L T（直交集成板）工法」を採用する考えはないか。また、今後の公共施設建築における選択肢の一つとして検討を進める考えはないか。

2 新庁舎予定地へのアクセス道路の改良整備について

(1) 新庁舎予定地にアクセスする道路設計計画によると、県道から保健センター側への新設道路の建設及び新庁舎南側から県道につながる既存道路の拡幅を行う2路線の工事が計画されている。一方、保健センター側から北側の町道船倉・茶花線につながる幅員の狭い既存道路についても、利便性を高める上で重要なアクセス道路と目されるが、同計画に加えて改良整備を行う考えはないか。

この2点、御質問申し上げたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ただいまの沖野議員の質問2つについてお答えを申し上げます。

まず、1番目の強化木材C L T工法の採用についてでございます。

「強化木材C L T工法」につきましては、環境にやさしく優れた断熱性や高い耐震性、施工の効率性などのメリットを活かし、近年特に期待されている工法であり、国の支援制度も始まっているところでございます。新庁舎における建築構造につきましては、防災拠点施設としての機能を最重視し、庁舎建設検討委員会において協議を重ねてきておりますので、RC造りによる工法で進めてまいりたいと考えております。なお、C L T工法は、平成28年4月1日にC L Tを用いた建築物の一般的な設計方法等に関して、建築基準法に基づく告示が公布・施行されて間もない工法であるため、設計技術者及び監理業務、施工業者の技術力なども見極めていくことが必要であると考えております。

今後、公共施設建築については、計画の段階で町の財政や補助金制度、台風への強度、コスト面、耐久性、維持管理、施工業者の技術面等を総合的に比較検討し進めてまいりたいと考えております。

次、2番目の新庁舎予定地から北側への道路の改良整備についてでございます。

新庁舎へのアクセス道路としては、保健センター側から町道船倉・茶花線につながる道路につきましては、住民の利便性の向上や防災面からも大変重要な路線であると考えております。特に緊急時や庁舎来訪者の大型車両の通行も多くなることから安全面を考慮し、今後年次的に道路改良整備の事業計画を進めてまいります。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、2次質問に移ります。1点目の新庁舎の関係、建築工法のことについて質問させていただきます。

町長の御答弁の中で、このC L T工法につきましては、環境にやさしく断熱性、耐震性、そういったメリットのお話がありましたが、もう少し詳しく、庁舎関係は総務企画課長の範疇になるわけですが、建設課長にちょっとお伺いしたいと思いますが、専門的な立場からですね。このC L Tの特性についてもう少し詳しく確認したいと思います。建設課長。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） お答えをいたします。この直交集成板というものは、敷板を整合のところが直交するように接着した重厚なパネルということでございます。それで多くの施設用いたらどうかという御質問ですが、一般住宅、町営住宅等の規模であれば、在来工法とそんなに遜色ないことで、在来工法で十分対応できるというものであります。このC L T工法を用いて建築するのは規模の大きな建物になるのではないかということで思っております。ですので、確かにそういった新しい工法が出てきているわけですが、それは町の財政とか、いろいろな形で検討しながら進めていけたらと考えております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 私は建築の専門家ではないのですが、いろいろ情報を集めてみますと、やはりこのC L Tという英語ではクロス・ラミネイティド・ティンバーの略だそうですけれども、1990年代、ですからまだ20年弱ですよね。20年にもならない十数年という歴史しかないんですけど、ドイツで開発されて、ヨーロッパあたりでは中層ビル、それから高層ビルも含めて非常に最近は適材適所で使われて、例えば、鉄筋鉄骨コンクリートとか、あるいはR Cと組み合わせて高層ビルが

つくられているというような状況になっておるようです。日本でも結局、その木材を使って高層ビルができるということで、最近非常に日本の森林資源が豊かであるということで、この省エネ型、環境にもやさしいということで、このC L Tの採用によって新しくその中高層ビルを建築する追い風になっているという状況のようです。また、国においても御案内のように、いろんな省庁で横断的な組織もできているようです。例えば、ちょっと紹介しますと、政府内閣府の中に、C L T活用促進に関する関係省庁連絡会議というのができて、そこでC L Tの普及に向けたロードマップができているようでございます。そこには中心となる省庁が林野庁、それから国土交通省、この2つが中心となっていて、29年度から環境省もその中に入っているいろいろ補助制度を始めているというような状況があるようです。よって、この政府自体、総務省、国土交通省、林野庁、あるいはそのメンバーの中には、法務省、文科省、厚労省、警察庁まで入っているというような状況で、政治家の中でも、例えば、石破 茂前地方創生大臣、あの方がリーダーになって政治家でこういうグループを立ち上げているようですね。C L T普及を目指す国会議員連盟というのを組織されて、その会長が自民党、石破 茂衆議院議員がその会長になっているということで、結局、政治家、それから官僚、内閣府、そういった方々が全部一つになってこのC L T建築を普及させて、例えば、東京オリンピック、パラリンピックのその会場をこういったC L Tを使ってやるんだという意気込みで今非常に力を入れている状況のようでございます。

町長の御答弁を拝聴しましたら、国の制度も始まっているけれども、新庁舎における建築構造については、防災拠点施設としての機能を最重視するということで、耐震性に心配があるのではないかという御心配がちょっと伺えるわけですね。そこが一番ネックじゃないかということで、ちょっと再度建築の専門家である建設課長に、建築基準法ではC L Tについてどういった捉え方をしているのか。庁舎を、C L Tを使った場合どうなるのかというところを、考え方をちょっとお伺いしたいと思います。建設課長。

○議長（福地元一郎君）　徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君）　お答えをいたします。このC L Tの工法のちょっと問題点なんですが避難場所である学校、体育館及び公民館等などの公共施設において、台風に対してのちょっとした強度的な問題、防災面ですね。それから白蟻対策、それから、まだ始まったばかりの技術ですので、設計技術者の確保、それから監理者及び工務店等の技術力の問題等、こういったことがちょっと問題になるかと考えております。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君） 今出ました白蟻については、それなりの対策をすればいいと私は考えているのですが、あとその耐震性について建築基準法とのかかわりをお聞きしたかったのですが、建築基準法は、御案内のとおり、震度7程度でも耐えられるということは、今の建築基準法になっているわけですね。ところが、その公共施設の場合には、今の国の基準では大体その建築基準法でいう震度7よりもさらに1.5倍ぐらいの強度が求められるという考え方があるようでございます。よって、震度7あるいは8でも耐え得るという条件でなければとてもその昨今の大きな地震には対応できないんではないかということで、厳しい考え方方がされているわけですね。そうすると、そのC LTは大丈夫なのかということを、私も確認しました。国の内閣府の内閣官房の担当者に電話でちょっといろいろ勉強させていただきましたが、C LTはそれもクリアしているというお話でございました。ですから、その耐震性については、当然国も大丈夫だから政治家も一緒になって頑張っておられると思います。そういうことで、まだもちろん実績が少ないということは、日本では例えばこのロードマップ、先ほど申し上げた林野庁、あるいは国土交通省を中心になってつくったロードマップという中にありますが、ロードマップができたのは2014年ですから、まだ2年ちょっとです。そして2016年、昨年、国土交通省においてその設計基準がちゃんとできて、省庁横断のその連携組織もできたということで、まだ歴史が確かに浅いということで実証事例が少ないわけですね。全国でも実際にやっているのは十数箇所のようです。いろんなその建物に応用して、実証実験的に、モデル的に今始まっているという中で、大事なことは、この新しく始まったということで、最新の情報を収集しながら、これにあわせて国のいろんな補助事業とか、そういったものが始まっているわけですので、この補助事業を利用しない手はないと思うんですよね。モデル的にやる、そしてそれは国が関わっていることで、非常に発信性も高くて、例えば、斬新なモデルで、与論の庁舎をそんなに大規模な予算を投じるわけではないのだけれども、小さな島に、小さな町にモデル的な立派な施設ができる、それも非常に機能性がよくて先進的であると、先駆的であるというような庁舎ができれば、全国の地方自治体のモデルになるわけですよね。私はそういうところをちょっと期待して申し上げているわけです。重ねてちょっと確認をしながら、もう少し深めてまいりたいと思います。

町長の御答弁の中で、今建設課長からもありましたが、その設計技術者とか、監理業務、施工業者の技術力などもまだ見極めていくことが必要であるという点でお答えがありました。当然、それはそのとおりだと思います。しかし、このC LTの長所の中にあまり出なかったのですが、施工の効率制ということにちょっと触れておられましたが、工期が非常に短縮化されるわけですね。短縮化されてシンプル

なわけです。例えば、どういうふうにシンプルになるかというと、そのC L Tというのは、生産工場においてその大きなパネルというのは、プレハブ化して、必要な形状にそのプレカットした状態で建築現場に搬入するわけですね。そして、その搬入した後に現場で、例えば、まるでそのプラモデルでも組み立てるようにはめ込んだり、つないで、組み立てるといった非常にシンプルな作業をするんだそうです。そうしますと、大幅に工期が短縮されるということのようです。逆に、大規模な工事、例えば、R Cでやった場合に、そのコンクリートの強度を出すために一定期間必要ですよね、長い期間が。そういった作業も要らないし、はめ込んで組み立てるだけですので、国が出したようなそのパンフレット、P R、チラシを見てみると、全然その専門業者、いわゆる、例えば型枠工とか、そういった専門業者が要らないと、要らないといいますか、そういった専門的なその現場ではそのコンクリートをするための型枠工とか、専門の技術者がほとんど要らないというような状況のようです。私は建築家の専門家ではありませんから詳しいことはわかりませんが、非常に大事なことは、正しくしっかり設計ができていれば、あとはもうそれに基づいて組み立てて、メーカーでつくってもらって、それをこちらに運んでこちらで組み立てるというシンプルな作業ですから、考へてほど難しいことではないようです。そして、こういった設計・施工ができる業者というのは、当然まだ新しい工法ですので、全国でもそんなには多くはないのですが、幸いにして九州には、鹿児島と宮崎に2つ業者があるようです。沖縄にはまだないということでした。

そこで、私が本当に願いしたのは、従来とてきたそのR C構造にとらわれず、そういう常識的な施工にとらわれずに、新しいものができたら、本当にその新しいものは与論の序舎にふさわしいものかどうか、そしてどういったメリットが考えられるのか。どういった発信性、観光の島、あるいはその世界自然遺産を隣の島に持ちながら国立公園化させられた島。そういう観光の島としてふさわしい序舎をつくっていただきたいと、本当に素晴らしい序舎をつくっていただきたいという気持ちで、こういう選択肢もありますよということで、私は提案を申し上げているわけです。ですから、例えば、冒頭で申し上げましたが、全面的にそのC L T工法を採用したらどうかということでもなくして、こういう考え方があるわけですよ。例えば、その序舎建設の基礎はもちろんんですけども、1階部分とか、そういう非常に大事なところはしっかりとそのR C構造をとると。そして、内装部分とか、あるいは一部2階、3階かわかりませんけども、そういう高層なところは軽くて丈夫なC L Tを採用するということで、いわばそのC L Tの要素を生かしながら、適材適所の組み合わせをするということで、いわばハイブリッド建築、そういった工法をすれば非常に特徴的で、魅力的で、しかもそれに国の補助も付くということで、その今

の考え方の、計画の考え方の町の一般財源の負担ももっと抑えられるのではないかというメリットも考えられるわけですよね。強度もあるわけだし、必要な対策、先ほど建設課長から少しC L Tの敬遠されるところ、例えば、白蟻に弱いんじゃないか、雨風に弱いんじゃないか、そういうところも私も確認しました、内閣の担当の方に、そうしましたら、「いや、その部分はちゃんとそれなりの対策をすればよろしいかと思います」ということでした。例えば、要するに、水分を含んだ場合に弱いんじゃないかという考えがやっぱり私にもあるわけですね、大体常識的に。しかし、このC L Tは、建築用語であらわすと言うんだそうですけど、要するに、雨風に露出して、露出した形で濡れてしまうと、確かにそこは経年劣化によって色が変わるのはもちろんだけれども、その普通の集成材のイメージですね。集成材というのは、木目が平行になっていますから、そんなに強くなくて、剥がれたりしやすいんですね。ところが、この直交集成材というのは、わざと繊維の部分を直交させて重ねていくので、非常に強度があって火が回っても全然燃えにくいと、1時間耐火、2時間耐火としてちゃんと終わっているようです。非常に強くて、懸念対策として、例えば、露出する部分あるいは表面にいろんな加工をするということで対策ができるようですので、ぜひそこをもう少しR C構造にすべてやるんだという常識から少し置いといて、そこをしっかりとトータルで判断していただきたいと思っております。

私が申し上げたいことは、ハイブリッド方式でね、ハイブリッド建築で組み合わせていく、これは非常に頑丈で軽いですので、C L Tというのは、コンクリートに比べてメリットは、コンクリートというのは強い力、例えば、震度7、8、与論の場合は非常に海風の潮風もありますので、それですけれども、その震度が強ければ強いほど、コンクリートって固いもんだから、割れたりしやすいわけですね。ところが、C L Tの長所は割れにくいわけです。この直交集成材、直交でこうそれを密着させる工法ですから、非常に割れにくいという長所があるわけです。そこも逆に地震に強い部分もあるのではないかというところがあるわけですね。そこをトータルで判断していただきたい、情報を取ってですね、そういうことでござります。

その手の情報をどの程度持ていらっしゃるのか、再度ちょっと総務企画課長、いかがですかね。このあたりの情報をしっかり収集していますか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　お答えいたします。この新庁舎に関しましては、平成29年度、まもなく実施設計という事業計画になっているところでございます。そういうことで、このC L Tの件に関しましては、平成28年度に建築技術講習会

というのが、県主催で行われてまして、この内容についても、担当職員が出席しております。そういった中で、いろいろヒアリングもしながら、メリット、デメリット、そして財政支援、そういうことを聞いたときに、まだまだというさつき建設課長のほうからもありましたけど、その財政支援面でいきますと、まだまだ少額であると。ちなみに、28年度に県の事業としては、2700万円ぐらいということでした。

それから、国の対応としては、私が聞く範囲においては、まだその公募型であると、その29年度にどの位の予算が確保されているのかというのはちょっと把握していないのですが、その先着順といいますか、そういうことで、予算がもうなくなつたら終わりというような内容でした。

もう一つ、考えないといけないのは、その実際、そのコンクリートでつくった場合は、島内の業者でコンクリートがつくれるということもありますので、そういった経済的な与論町にお金を落とすという視点も総合的に判断しないといけないということもありますので、その辺もまた全体的に具体的な基礎としてはあるにしても、そのデザイン性を強調するところは、そういったものを検討するということは、いいと思いますが、住民説明会の中では、もう安心ということで、本年度から実績を始めるということでやってきておりますので、いろいろ判断した結果、そういうことで進めさせていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 先日の住民説明会の中で、RCを採用するということが決まったということですが、それはそのとおりだとは思います。しかし、急いで事を作損じるという言葉もありますので、例えば、庁舎建設検討委員会、これはもう開設したわけではないと思いますので、しっかりとこの庁舎建設検討委員会の中で、この最近新しくCLTというのが出てるんだけど、皆さんどうですかということを、また投げかけてみるのも一つの方法だと思います。まだ時間はちょっとはあると思いますので、しっかりとそのRCにすぐしがみつくのではなくて、いろんな情報をもう少し突っ込んで取っていただきながら判断をしていただきたいというふうに考えます。

国の内閣に確認したところでは、29年度から、先ほど少し申し上げましたが、予算は拡大しているようですので、新年度からも、29年度だけじゃなくて、30年度、31年度とどんどん加速して、国の支援策は広がっていくようなお話をしたので、ぜひ確認しながら、私は検討いただきたいと考えます。

ちなみに、先ほど公募型ということは、総務企画課長からありましたが、要するに、公募というのは、手を挙げたところが先に取るという形ですよね。ですから、

私は与論の場合は、ちょうど工事は30年度、31年度でされるわけで、まだちょっと時間がありますので、さっと手を挙げて相談すればよろしいかと思います。それはまだ微々たるものだというお話をしたけれども、もしかすると、30年度に、あるいは31年度にそれなりに大きな額が確保できるかもしれない、そういうことで、しっかりとアンテナを高く掲げていただきて、いろんな選択肢の中から考えていただきたいというのが私は住民にとってもですね、素晴らしい選択ではないかと考えるわけです。島にお金を落とすというのはもちろん当然、私はそれは第一義に近いと思いますけれども、この先ほど申し上げたように、このCLT工法といいいうのは、現場での作業自体は非常にシンプルなものですので、そういったところを例えば与論の下請け業者が十分できる可能性もあるわけですので、トータルで考えていただきたいということでございます。

私が結論的にまとめとさせていただければ、このCLTの採用、新庁舎だけじゃないのですが、やはり今は、重ねて申し上げますと、チャンスだというふうに捉えていただきたいということです。国がしっかりとモデル事業として全国でどこかやつてもらえるところありませんかというふうに言っているわけで、手を挙げて、与論町が手を挙げればしっかりとそれなりの財政支援も増えてくるでしょうし、そうすると一般財源も抑えられると、そして全国のモデルになる素晴らしい庁舎ができるということで、私はそのところをもう少し考えていただきて、必要であれば住民説明会でまた説明すればよろしいでしょうし、そういうことでトータルで考えていただきたい。選択肢の一つとして、先ほど申し上げたように、ハイブリット方式もあるわけで、いろんな必要なところにはそのCLTを使って、そして心配されるところにはまたRCを使うというような方法で、ぜひ検討いただきたいと思います。

この質問の最後にちょっと確認なんですが、庁舎も含めて、これから公共施設の建築にあたっては、この軽くて丈夫なCLT工法を十分活用する方向ですね、そのための国の支援策などをしっかりとこうアンテナを高く掲げて、耳を閉ざすではなくて、総務企画課、あるいは建設課あたりでしっかりと情報を取って、多角的に検討していただきたいということを、提案申し上げて、この1番目の質問は終わりたいと思いますが、最後に、町長の決意について確認いたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今御提案がありましたように、今後、デザインの面とか、それから工法の面とか、非常に有利なことが出てくるCLT工法だと考えておりますので、公共施設の件につきましては、総合的に本当に判断をして検討しながらだけ活用できるのは活用していくべきだという考え方です。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 前向きな御答弁でした。評価申し上げたいと思います。ちょっと少し蛇足ですけども、我々あまり建築に詳しくない素人の常識というのは、例えば、その木材を使ったものは、さっき冒頭でちょっと説明がありましたが、まず引き板を使ってそののこぎり刃で切り出して、それを重ねていくんですけども、この板を使った木材建築の種類というのは4種類ぐらいあってですね、誰もが知っている集成材、それから合板、それからLVLというんだそうですねけれども、要するに、板を切った板とか、あれはかつら剥きといって、薄くベニヤ板みたいなやつを使う方法とかいろいろ、その木材の利用方法があるわけですが、通常やっているのはもう並行なんですね、大体、まあ合板だけはクロスしてやる方法らしいんですけども、4種類あるわけです、木材の使い方。このCLTというのは、今最もその木材を、個性を、強さを生かす方法として編み出された技といいますか、技術で、非常に今先進国で注目されていますので、ぜひしっかりこう詳しい情報、国の情勢、県の情勢を見ながら、しっかりと前向きに検討していただいて、しっかりとその与論の庁舎が立派なものができるように努力していただきたいというふうに考えます。

次に、2番目の道路について質問を、関連質問といいますか、単純な質問でございますし、先ほど町長から前向きな御答弁をいただきました。あまり時間はかかるないと思いますが、確認申し上げて、議論を少し深めてみたいと思います。

私が質問申し上げたのは、この新庁舎予定地のアクセス道路の北側のほうに向けてのアクセス路線をお願いして、町長も年次計画で改良整備を進めいかれるということでしたが、いつ頃されるんでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君） お答えをいたします。議員がおっしゃっているのは町道白鳥線だと思いますが、この路線につきましては、今現在4筆程度未登記であります。登記困難箇所であります。しかしながら、これはいずれにしても新庁舎が建設されるわけで、アクセス、それから利便性向上の面から必ず再度また交渉して、その登記を済ませた後、また拡張に向けた工事を進めてまいりたいと思います。29年度から新庁舎に向けて計画は始まるわけで、それに向けて一歩一歩進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 未登記の困難な箇があるということで、少し難しいところもあるようですが、ぜひ早いうちに整備をしていただいて、特に災害の時のその避難

路、あるいは緊急時の例えは消防車両が通ったり、そういう時に立ち往生したら困りますので、ぜひ早い整備をお願いしたいと思いますが、ちょっと関連して、この前のその住民説明会の中で、その計画の中には入っていなかったわけですが、既存道路の新庁舎の南側から県道にある道路の拡幅は計画に入っているわけですけど、その逆の方向に向かって、東側のほうにも道路があるわけです。その路線はそこ幅が確保されていますので、問題ないというふうに考えておりますが、その整備計画はないんでしょうか。お伺いします。

○議長（福地元一郎君）　徳田建設課長。

○建設課長（徳田康悦君）　今のところは、先ほど議員からありましたように、その路線は考えていますが、長期的に考えますと、新庁舎にアクセスされるその道路については、総合的にやっぱり整備すべきものと考えていますので、町の財政なり、それを考慮しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　ぜひ、そのような方向で、もちろん財源との関わりがありますので、しっかりとこう整備をしていただくという方向で要請をしたいと思います。  
以上で、私の質問を終わります。最後に、町長に再度、新庁舎の周りのそういった道路のアクセス、地震、津波、そういった安全性の確保、利便性の確保という点で再度確認を申します。住民説明会、また今後あるでしょうし、ぜひすべて早め早めに手を打っていただきたいということで、町長の意気込みをお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思います。町長、お願ひします。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山 元宗君）　ありがとうございます。新庁舎建設に当たって一番考えたことは、本当に一番人口が集中している茶花の方々の安全をどう確保するかというようなことでございまして、それに伴って道路網を整備しなければならないし、また、茶花小学校の子どもたちの安全、あるいは産業道路方面から来られる方々、南側のその病院の方々のことも考えながら大きな観点で、今後庁舎を中心にしながらどういうアクセスをしてどういう避難態勢を取っていかなければいいかというようなことをずっと考えながら、今後のこの庁舎予定地については決定したわけですから、それにあわせて今後もそういう方向でずっと大きな長い計画のもとに進めていかなければというふうに考えております。

以上です。

○2番（沖野一雄君）　はい、ありがとうございました。終わります。

○議長（福地元一郎君）　2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。50分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時34分

再開 午前10時46分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番。

○7番（大田英勝君） おはようございます。平成29年第1回定例会にあたり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 航空路線の開設と航空便の増便について

(1) 来年夏には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が、世界自然遺産登録の予定となっており、奄美大島・徳之島への観光客の増加が見込まれる。現在本町は、鹿児島、奄美、沖永良部、那覇間に航空便が就航しているが、徳之島間にはない。今後増えるであろう徳之島への観光客を本町に呼び込むとともに、奄美群島・沖縄間の島伝い観光や周遊観光を推進していくことができるよう、航空会社に徳之島路線の開設を要請する考えはないか。

(2) これまでの観光客誘致の取り組みの成果もあって、航空便を利用した入込客が増加し、満席のためチケットが取れないとの声を聞くことが多くなった。今後も国立公園指定や世界自然遺産登録等で交流人口の増加が予想されるが、航空会社に増便の要請をする考えはないか。

2 子育て支援について

(1) 子育て支援策として、子ども医療費の助成等が有効だと考えるが、県内市町村の医療費助成の状況はどうなっているか。

(2) 議会でも幾度となく就学時の医療費無償化が提言されましたが、未だに実践されていない。知事は、特に力を入れたい今年の課題は子育て支援であり、市町村長を説得しても子どもの医療費窓口負担の無料化を実現すると表明した。今こそ、就学時医療費無償化を決断する時期だと痛感されますが、町長はどう考えているか。

よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、第1点目の航空路線の開設についてお答えを申し上げます。

平成27年に7年ぶりに入込客数が6万人を回復し、平成28年には13年ぶり

に7万人を回復するなど、ここ最近は入込客数が顕著に増加をしてきております。また、先日3月7日には、奄美群島国立公園の指定があり、奄美・琉球地域の世界自然遺産登録を目指した動きも活発なものとなってきており、今後は奄美群島への注目度もかなり上がってくるものと考えます。

そのような中で、これまで日本エアコミューター（JAC）に対しては、夏季の増便を要請し続けているところでありますが、使用機種の変更に伴うパイロット養成に伴うパイロット不足等の問題もあり、増便の実現に至っておりません。

しかしながら、今後確実に客数の増加が見込まれる奄美群島において、新たな路線を開設し、奄美群島・沖縄間の周遊観光を促していくことは重要であると考えております。

夏季の増便についてもなかなか実現しない現状ですが、新規路線の開設は厳しいものがあると考えます。しかし、現在、奄美大島、沖永良部、与論間において行っている三角運航のような形で、鹿児島、徳之島、与論間の路線を実現できれば、既に就航が決まっている、徳之島、沖永良部、沖縄間の路線とあわせ、奄美群島・沖縄間のアイランドホッピングをさらに推進していけるものと考えますので、日本エアコミューターに対して要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、航空便の増便についてでございます。

これまで、日本エアコミューター及び琉球エアーコミューターに対しては、夏季の増便を依頼してきたところでございますが、機材やパイロット等の問題もあり実現できておりません。しかしながら、旅行客の利用だけでなく、島民の利用にも支障を来している現状であり、今後はさらなる交流人口の拡大も予想されておりますので、継続して増便を要請してまいりたいと考えております。

次、子どもの医療費助成について、県内の他市町村の医療助成はどうなっているかという御質問でございますが、県内市町村における医療費助成の実施状況につきましては、対象年齢や入院、通院において一般診療、歯科診療ともに就学前までが本町を含め6市町村で実施、これは県補助要綱と同じでございます。小学校までは2市町村、中学校卒業までは25市町村で、高校卒業までが10市町村となっております。中学校卒業までの割合が全体の半分以上、55%を占めている状況であります。

続いて、就学時医療の無償化についてでございます。

少子高齢化が進む中、子どもの医療分野においては、子育て支援。地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性のある施策の展開が求められているものと認識をしております。

厚生労働省の「乳幼児等に係る医療費の助成についての調査結果」によります

と、地方単独事業である乳幼児と医療費の助成制度で多くの市町村が都道府県の助成基準より拡大して医療費助成を行っており、通院、入院ともに対象年齢を中学生の15歳年度末までとする市区町村が最も多くなっております。

医療費助成制度の想定される政策効果としては、育児の経済的負担の軽減、出生率の上昇効果、医療サービスへのアクセス向上を通じた健康保持が図られる反面、安易な受診（いわゆる「コンビニ受診」）を助長し、医療費を増加させるといった指摘も見受けられるところですが、これについては、保護者への啓発や教育によって過剰受診を一定程度防げるものではないかと考えております。いずれにしましても、政策効果が生じる可能性がある以上、子育て支援や人口減対策等の観点から、財源の確保はもとよりサービス利用の適正化や将来負担等について検討を行い、平成30年度中の早期に中学校卒業までの無料化について実現を図ってまいりたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 1点目の徳之島路線について再質問をさせていただきます。

つい先日の3月4日の新聞報道におきましては、JACが先ほどもありましたように、徳之島、沖永良部、そして沖永良部からまた那覇へというような路線を開設するというような報道がありました。こういった状況の中で、与論町もやはり今後、徳之島は奄美と同じく自然遺産ということで、観光客の入込客が大きく増大することが予想されております。徳之島では、LCCの誘致運動も展開されていると聞いております。奄美群島への2機目のLCCも奄美に関西から先に就航することになったようでございますが、今後は徳之島へ導入されることは大いに予想されることであります。そういう状況の中で、徳之島に入ったお客様を誘客するためにも、どうしても今不足している徳之島との路線はどうしても必要だと考えております。先ほども従来ある三角路線みたいな形でという話がありましたが、可能性としては、それが一番私も大きいのではないかと思います。現在、徳之島は1日に4便程度鹿児島との路線があるようですので、せめてそのうちの1便だけでも与論に延ばすような便を設定すればまた非常に大きな効果が期待されるんじゃないかなと思います。ぜひともそういうことも提案しながら、専門的にはまた航空会社が考えることでありますので、どのような形になるかは別として、何とかそれが実現できるように強力に執行部のほうからも要請をしていただきたいと思いますが、重ねて答弁を。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今ありましたように、実は、内々で徳之島3町の町長さん方とも話をしたことがございまして、今ある便を与論に割り振るというのは、ちょっと

それよりも3町としてはあまりいい返事ではなかったのですが、今後、そのLCCがしたり、徳之島から与論島の交流を深めている人たちが、入込客数がまた入ってくれれば、話は別になるのかなというふうに思います。いずれにしましても、本当に島伝い観光をしていく上では、どうしてもやっぱり今空いてる徳之島というのは非常に魅力的でございますので、そことつなげる何らかの方法はないのかというようなことで、航空会社とも本当に協議をして、要請を続けていきたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 協力に進めていっていただきたいと思います。徳之島の路線を与論に割り振るという感覚ではなくて、むしろこのその三角運航とするならば、与論まで足を延ばすことによって徳之島にとってもメリットがあるという、逆にまた、那覇から入ったお客様が徳之島へ入っていくというような形もあるわけですので、これはもう両方とも、双方とも相乗効果が出るというような形で進めていければ、できる形だと思いますので、ぜひともそのような方向でいろんな関係、各位ともまた密接に連携をしながら進めていっていただければと大変ありがたいと思います。一つよろしくお願ひいたします。

それから、次の増便についてでございますが、これまで増便の要請を隨時してこられたということですが、これまでの状況と今後の状況はまた全然違ったものがあると思います。これまでただ夏場だから多いんじゃないかという短期間の間の予想程度のものであったわけですが、国立公園指定、世界自然遺産登録、そういういた周囲の環境が全然違ってきておりますので、実際にお客さんも増えてくると思います。引き続き、強力に要請することによってまた航空会社のほうも、それは私たち以上に航空会社はこの利益というものを考えますので、その状況はよく把握もされておられると思いますが、これからのお願いは、効果的に向こうのほうも受け止めていただけるのではないかと考えます。ぜひともこれまで以上に強力な形で航空会社への要請、そして航空会社とのまたいろんな関係もまた大事にしながら進めていかなければ必ずや実現するものと確信しております。那覇への路線を増便、そしてまた、鹿児島に向けては、その徳之島の路線が一つ入ることによって、それからつないでまた鹿児島にも行けるわけですので、増便という形にもなると思います。一つそういうものを総合的に勘案しながら、ぜひともそれが実現できるように頑張っていただきたいと思います。

これまでのいろんな皆さんの観光客誘致に対する取り組みの成果が長年積み重ねてきた成果が今やっと実りつつあるし、それに加えて、その情勢としてもまた国立公園指定、世界自然遺産登録と周りの状況もまた非常によくなっています。今

のこの機会を逃せばなかなか実現は難しいと思いますので、ぜひともそれをちゃんと実現できるような形で進めていっていただきたいと思います。

今一度聞きます。増便についても強力にやっていただけるような答弁をよろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。先だっての新聞によりますと、J A Cさんが徳之島、沖永良部、奄美路線というのを新しく開設されるわけですが、これまでの機種からまた新しい機種への変更ということもあり、そういうたった今後のことを見据えた対策だというふうに思います。確かに、与論のほうは夏場あるいは大きなイベントを前にしたときには、増便の要請をしてまいりましたが、今後、奄美から、あるいは徳之島から増えるであろう交流人口の増大に向かっては、まずは与論の空港としての受け入れの問題も考えなくてはいけないんではないかというふうに思っております。飛行機が待機するエプロンが今のQ 4 0 0型が2機入りりますと、本当に身動きができないような状態で、ドクターへリとかの対応とかもいろいろありますので、その辺のことをまた担当課とも協議をしながら進めてまいりたいと思います。

今回のこの新しい路線計画によりますと、奄美群島がすべて飛行機で渡ができるようになります。しかし、同じJ A L系の子会社ではありますが、料金が統一化されてないというのも一つの問題ではないかと思っております。直行で行けば幾ら、乗り継ぎをすれば、同じ系列で与論から例えれば経由で沖永良部、奄美、沖縄と渡るわけなんですが、そういうたった乗り継ぎの面での協議というのも今後また双方の航空路対策協議会とかというのにも提案を申し上げる必要もあるのではないかと思っております。また一つ一つ問題点を解決をしながら観光客の誘致については努力を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ぜひとも強力にお願いしたいと思います。

それとその仮に与論から徳之島、鹿児島とその徳之島の鹿児島便を与論まで就航させた場合に、そういうたったときの与論から鹿児島への運賃がどうなるかということも一つ問題がありますので、今与論から沖永良部、奄美といった場合には、直行便と同じような料金になっておりますよね。ですから、できるだけそれに近づけるようにまた今からお願いもしていただいて、乗り継いで行っても鹿児島への直行便と同じような料金体制がお願いできれば大変島民としては非常にありがたいことになりますので、その辺もあわせて要請をお願いしたいと思います。

それでは、強力に進めていただけるということありますので、次に移りたいと

思います。

子ども医療費の助成等についての県内の状況でございますが、就学前までが本町を含め6市町村、そして小学校卒業までが2市町村、中学校卒業までが25市町村、高校卒業までが10市町村というような状況との答弁でありましたが、ここで中学卒業までの割合が全体の55%となっておりますが、43分の25だと58%になるのではないかと思いますけど、どうなんですか。

○議長（福地元一郎君）　酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　お答えします。おっしゃいますとおり、訂正させていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　7番。

○7番（大田英勝君）　残念ながら本町はまだその就学前という一番最低ランクに現在あまんじてているわけでございます。後からの助成で改善が期待されますので大変有り難いことですが、一つこれからは、これが段々各市町村とも改善されていくことが予想されます。その流れに乗り遅れることがないように一つ確実に次の導入についてもお願いをしたいと思います。ところで、この医療費の助成の方法としては、償還払いと自動償還払いと二通りあるというように聞いておりますが、その違いはどんなことでしょうか。

○議長（福地元一郎君）　酒匂町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　お答えします。償還払い方式と申しますのは、窓口で2割または3割の自己負担を払いましてから、後日申請によりましてその分を償還を受ける方式でございます。自動償還方式の場合は、窓口で一部負担金を支払いますが、申請した口座に数箇月後に自動的に償還される仕組みです。

以上です。

○議長（福地元一郎君）　7番。

○7番（大田英勝君）　自動償還払いの場合は、特に申請がなくても事前にそれがそういう仕組みとしてできているということですね。できれば、受診されるその受益者にできるだけ負担のないように、償還払いよりは自動償還払いのほうがいいですし、できればまた窓口での負担も無料化というようなことも検討していただければと思います。

今回、先日の報道でも来年の10月からは住民非課税世帯を対象にということであります。未就学児のほうは窓口負担がゼロということで、県のほうからも表明があったところであります。ぜひともこれに近づけていくように、少しでも子育てが今よりもしやすくなるように、少しづつ一歩一歩、もちろん財政状況の厳しさというのは重々わかるわけですが、やはり世の中はそういう方向に動いているわけで

すので、それに乗り遅れることがないように、子育てについては、与論町は平均よりは上だと言われるように、できれば引っ張っていけるような町になっていただければ大変有り難いと思います。どうかその辺もあわせてお願ひをしたいと思います。

それから、最後のその実際の導入についてでございますが、今回はやっと30年度中に中学終了までという具合に、具体的な答弁をいただき、大変有り難く思っております。せひともこれが確実に実現できるように、期限が決められておりますので、それを後退する事がないように、着実に、確実にこの計画を実行できるようひとつしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、その辺について確認の答弁をよろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 山町長。

○町長（山 元宗君） 庁内でも、私たちの役場内でもいろいろと検討した結果、本当に子育てに対してはみんなで取り組んでいこうということで、この医療費の問題についても非常にこう予算の面でも確保して、この厳しい中ですけれども、何とか子育て、医療費につきましては、ここに書いてあるとおりに実現をしていきたいというのは、みんなで話し合いをし、決議をしてこのように答弁をしております。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 答弁のとおり、着実に、確実にそれが実現できるように、多くの市民も、これから子どもを産む人も、また今子どもを育てておる皆さんも非常にこれには大きな期待を寄せていると思いますので、一つしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、1番、遠山勝也君に発言を許します。

1番。

○1番（遠山勝也君） 1番、遠山です。おはようございます。私のほうから2点ほど質問させていただきます。

1 新庁舎建設について

(1) 今度新庁舎ができるわけですが、与論島の場合は、海とか、砂浜とか、自然環境以外に観光資源が少ない町ですので、これから50年以上島のシンボルとして建設される新庁舎を、例えばパナウル王国の宮殿をイメージした外観造りで、新たな観光スポットにする考えはないか。

2 農繁期の人手不足対策について

(1) 島内の農業においては、農繁期の人手不足が深刻です。これから若い人たちが農業を志すにしても、人手不足が深刻で、例えば、家族だけの農業だと生計が立つような収入が得られません。そこで、人手不足対策として、人材派遣システムの構築が必要だと考えます。これについて町長はどういうふうにお考えであるかお聞かせ下さい。以上です。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えを申し上げます。

まず最初に、新庁舎の外観造りについてでございます。

新庁舎のデザインや庁舎周辺の環境整備によって、本町のまちづくりの拠点施設としてのシンボル的存在を高めることができ、観光スポットとしての効果も創出できると考えております。

庁舎の外観造り等については、様々な御意見があると思いますので、新庁舎基本計画の策定を進めていく中で、専門的なアドバイスもいただきながら庁舎建設検討委員会においていろいろと議論を進めてまいりたいと思っております。

次、農繁期の人手不足についてでございます。

これまでの本町の農業経営は、家族労働力を基本とした家族経営が一般的でしたが、近年は、一部園芸農家やハーベスター受託組織等において、島内からの雇用を行い、規模拡大を図っている農家も増えつつあることから、労働力の確保が課題となってきております。

沖永良部島などの近隣市町村では、かねてからシルバー人材や外国人研修生などを活用しての大規模経営や法人経営を行う農家も多く、農業生産の拡大に寄与していると思われます。

本町においては、現在、周年雇用を行える経営体がほとんどなく、農繁期のみのニーズが高いことから、まずは農繁期のみの雇用を前提として、高齢者や主婦などを中心に島内の就労希望者の掘り起こしを行い、雇用希望農家とのマッチングを行えるよう、関係機関や農家との検討を行ってまいりたいと思います。

また、島内からの雇用だけでは十分な労働力が確保できないことも予想されることから、地域おこし協力隊の隊員ブログ等も活用しつつ、島外からの雇用についても、観光地としての魅力を生かし、ボラバイト等の制度を活用した来島・就労していただけるよう、近隣市町村での取り組みも調査しながら、本町も導入できるよう併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） その新庁舎についてですが、もちろんバリアフリー対策とか、地震対策がありますので、どういうイメージになるかわかりませんが、とりあえず

町内外の人たちが来庁したときに、誇れるような、緊張感でなく安心感を与えるような建物であつたらいいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

2番目です。関係機関や農家との検討というふうにありますが、これは具体的にどういうことをしていただけるんでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） お答えいたします。関係機関といいましても、与論町の場合、あくまでも技連会とか、JAとかのメンバーが全部農業関係の全てを網羅しているかと思いますので、そこら付近でまず検討していきたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 農家目線で言いますと、そういう堅苦しいといいますか、例えば、今度、来週からインゲンの収穫、もしくはサトイモの収穫があるので、ちょっと何人ぐらい人手が欲しいんだがというようなことに対応できるようなシステムがないと、どうしても今まで、例えば、総務企画課にそういう窓口を置きましたとか、そういう話でも、例えば専用ダイヤルとかがない限りは、どうしても農家同士のやりとりでは今までどおりの何といいますか、変わり映えのしない、例えば、人材の奪い合いだったりとか、そういうのでなかなか効率が上がっていかないものですから、規模がなかなか拡大できていないのが現状だと思います。例えば、園芸農家とか、牛農家もそうですし、その辺がもう少し、もうちょっと農家目線での人材確保のあり方があつてもいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 私的に農家目線という、今言葉がございましたが、私的に農家目線ではないのかもしれません、やっぱり各その地域地域とのコミュニケーションもありますし、各種別、農業種別の方ともまず話し合ってから、そういった方向で進めていきたいと常々思っております。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 難しいですね。わかりました。以上です。質問を終わります。  
ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 1番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

—————○—————

休憩 午前1時26分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、川村武俊君に発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊でございます。2017年第1回定例会において、先般の通告に基づいて質問をいたします。

1 ごみ処理について

(1) 新ごみ焼却処理施設が4月1日より稼働をし、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の「3R運動」とごみの有料化を進めるには、しっかりと行政の意識と役割が不可欠であると痛感されるが、町長はどう考えているか。

(2) 生ごみを堆肥センターとタイアップして堆肥化する考えはないか。

2 公共施設の跡地利用について

(1) 新庁舎が旧町立診療所用地一帯に建設されるが、茶花商店街の活性化対策として現庁舎の跡地を利用する考えはないか。

(2) 現ごみ焼却処理施設の跡地利用計画はあるか。

3 農業の振興について

(1) 農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少や規模拡大により、今後多忙期における人材確保が課題になると痛感されるが、人材や組織の育成を図る考えはないか。

(2) 農地整備事業後の防風林造成が遅れているが、スピード感をもって進める考えはないか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） それでは、川村議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、最初に、3R運動とごみの有料化を進めるための行政の意識と役割についてでございます。

本町におけるごみの排出量は平成27年度実績で2,141トンと前年と比較して98トン増加しており、環境行政の中でもごみ処理問題は最重要課題と認識しております。

御質問にあります3Rの中の「排出抑制」につきましては、一般廃棄物処理計画に基づき、減量化目標を平成37年度までに1,714トンとし、10年間で427トンの減量を行う計画を進めています。

実現に向けて町民の御理解・御協力を得て4月から導入する可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの有料化をきっかけとし、町民と行政が一体となってごみの排出抑制に

取り組んでいきたいと考えております。

リサイクルの再資源化につきましては、現在、リサイクルセンターで缶類・びん類・ペットボトル等の再資源化に取り組んでおり、さらに乾電池と蛍光管についても再資源化を行っております。

以上、「3R運動」の推進により新清掃センター・リサイクルセンター及び最終処分場の延命化を図ると共に循環型社会の形成に努めていきたいと考えております。

次に、生ごみの堆肥化についての答弁をいたします。

本町の原料牛ふんは含水率が高く、牛ふんを発酵させるためには、含水率を65%程度まで落とす必要があるため、天日干し作業等を行いながら堆肥製造を行っております。

そこに、さらに水分率の高い生ごみを混入することは、堆肥製造期間の長期化につながると考えております。

生ごみの堆肥化は、焼却処理施設及び最終処分場の延命化や分別意識向上に繋がる重要な課題と認識をしております。

また、平成27年度実績において可燃ごみの約64%がステーション回収となっており、町民の生ごみを堆肥化するには収集車が回収した生ごみを一度降ろして人手にて袋や不適合物の分別を行うことが必要となります。

また、ごみの分別に多大な人件費がかかること、回収したごみを一時的に降ろす場所と設備（汚水や悪臭処理のための設備です）の確保が困難であるなどの理由から、生ごみの堆肥化は困難であると感じております。御指摘のとおり、生ごみの堆肥化は重要であり、現在、生ごみを個人で堆肥化するコラボンへの助成を行っております。

今後、生ごみを分別回収し、効率よく堆肥化が可能かどうか継続的に調査・研究を行っていきたいと考えております。

次、現庁舎の跡地利用についてでございます。

先ほどの高田議員への答弁と重複になりますが、今後の現庁舎跡地利用については、平成29年度中に「庁舎跡地利用計画検討委員会（仮称）」を設置し、事業計画を推進してまいります。

次に、現ごみ焼却施設の跡地利用でございます。

現ごみ焼却処理施設清掃センターの跡地利用計画については、周囲が運動施設となっていることから、その連携が図れる施設が理想と考えられますが、予算が確保できる時期を検討しながら清掃センター跡地利用検討委員会というようなものを設置して計画してまいります。

次に、農業従事者の高齢化に伴う人材確保の件でございます。

農業従事者の高齢化に伴う担い手の減少については、本町の農業振興において農業経営の安定や規模拡大を図るうえで、人材の確保・育成は最も重要な課題であり急務だと考えられます。

先ほど、遠山議員からも御質問がございましたとおり、関係機関や農家も含め、ニーズ等に対応した課題解決に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、農地整備事業後の防風林の造成についてでございます。

防風・防潮林の必要性は農家も十分認識しているとは思いますが、面積の小さい農地からの共同減歩による防風林帯の設置や機械作業時の障害により防風林造成に難色を示している現状であります。

また、御承知のとおり、毎年、防風林植栽希望者へ苗木助成を実施しておりますので、今後も防風・防潮に適した樹木の選定を進めながら、苗木助成を継続して実施してまいりたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ごみ処理についてでありますが、まずははじめに、2つの自治体の取り組みを紹介いたしまして、その後質問をしたいと思います。

一つは、徳島県の上勝町の取り組みでございますが、この上勝町は、全国で初めてゼロ・ウェイスト、ごみゼロ宣言をしたことでも知られております。上勝町は、2003年、焼却や埋め立て処理が必要なごみ排出を20年までになくすと宣言をしております。上勝町唯一のごみ収集場、日比ヶ谷ごみステーションには、スチール缶、アルミ缶、茶色瓶、プラスチック製蓋、紙パックなど、細かい分別用のかごがずらりと並ぶ、住民が持ち込んだ不用品を無料で持ち帰ることができるくるくるショップも併設されております。また、生ごみの堆肥化も進められております。こういうこともあって、投稿サイトY o u T u b eにアップされ、話題をよんでいるところでございますが、これを見た海外からの視察も相次ぎ、山間地に新たにぎわいが生まれているということでございます。動画は米国のメディアが取材した約5分間のドキュメンタリーで、2015年に公開、生ごみ堆肥化などを英語ナレーションと字幕で解説し、視聴回数が約54万回にのぼるとされております。昨年の4月から今年1月末までにマレーシアやウズベキスタンなど10カ国以上の訪問があったということです。この町は人口1,600人の町でございます。

もう一つ、鹿児島県の大崎町でございますが、この大崎町は、大崎町にあるリサイクルセンター、ここでは近隣の自治体もあわせて10万人分の自然ごみを取り扱っているということです。これが40人程度の雇用が生まれております。

この2つの町にいわれることは、分別率が80%を超えるということです。国平

均が約2割ですからすごい分別率ということになっております。やはり私は、この2つの町から学ぶべきことというのは、焼却ごみを減らすためには、いかにこの分別率を高めていくかということだというふうに私は思っております。それで、先ほどの御答弁の中では、37年度までに1,714トン、427トン減量していくという計画で進めるということでございますが、現在、本町では、この分別率は何%ぐらいになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　吉田環境課長。

○環境課長（吉田　勉君）　済みません、パーセントで表した場合と、今計算がちょっとできなくて、ちょっとお待ちください。

今、与論の場合は、再生利用率は26年度の実績値で14.9%でございます。  
14.9%が今の実績率です。

○議長（福地元一郎君）　3番。

○3番（川村武俊君）　先ほどの2つの自治体を御紹介しましたけども、この上勝町が1,600人分、そして大崎町が10万人分、いわゆる規模の大小に関わらず分別率を80%超えているということでございますので、やろうと思えば、この与論町もこれぐらいの規模で進めていけるかというふうに私は思っております。

それには、まず、行政の役割とそして町民の意識と協力が不可欠ではないかというふうに思います。これをどのようにして進めていくかということをお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　吉田環境課長。

○環境課長（吉田　勉君）　今、鹿児島県の中でもごみの排出量が一番多いのが与論町でございます。それで、島の面積の割に人口がそれだけ密集しているという理由もあると思いますが、現在、今度の4月から有料化を始めるわけですが、それによって少しでもそのごみの分別、意識を高めて、それによってごみの減量化を図っていくことと、それから再資源化を推進することによって、その資源化を多くするという目標でやる予定なんですが、今、ストックヤードの関係、現在の清掃センターとの流れが、今までリサイクルセンターに持ち込んでた空き缶等の処理の仕方、運搬で容器に入れて持ってきた缶系が、今度はごみ袋に入れて持ってくるという流れもありまして、両方で連携しながら職員がちょっと少なくて大変ですが、とにかくそのリサイクル関係については、町民の皆さんのお協力をいただいて、極力いい方向に推進してまいりたいと思っております。

○議長（福地元一郎君）　3番。

○3番（川村武俊君）　ごみを出す場所が各集落にあるわけでございますが、ほとんどが町道に面していると思います。こういったところをやはり町民の意識の高揚を図

っていくためにも、やはり整備をして、きちっと出せるような形を取っていく必要があると思います。それで4月1日よりごみの有料化も始まります。この有料化にしたこの財源を使って進めていく必要があるのではないかと私は思っています。町民としては、これを活用したということであれば、有料化の必要性と町民の理解を得られるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君）　吉田環境課長。

○環境課長（吉田　勉君）　有料化により、町に入ってくる収入がかなり増えてきますが、それに伴ってまた新しい清掃センターが最近の技術と言いますか、そういうのに全部の自治体がそうだと思うんですけど、新しくなればなるほど維持経費にお金がかかっていくということで、ちょっと心配な点もありますが、今後、その運営の仕方といいますか、焼却の仕方も含めまして、ごみの減量化を図ることでごみが少なくなれば、燃やす回数と言いますか、そういうのも少なくすむようになるかと思ってます。焼却ごみが減少することによって、例えば、2日焼いて1日休むとか、そういうことをしていくと、立ち上げの段階で1時間程度燃料を燃やして、850度ぐらいに温めてごみを投入するわけですが、もし2日に1回やるとすれば、その立ち上げる燃料費が半分になっていくという、そういった感じで今からどうしたら経費節減できるか、考えながら進めてまいりたいと思っています。

それとその離島であるが故に、いろいろリサイクル関係の中で、今リサイクルをしても運賃がかかるということで、逆にあちらの購入代プラス運賃が足し算されるということで、そのリサイクルをしてもマイナスになっているのが現状でございます。プラスになっているのは、アルミ缶とか、鉄の分で、その地方の業者に直接見積りを取って引き取ってもらう関係でプラスになりますが、それについてもまた、そのときの相場で見積額が違ってきます。現状としては、焼却ごみを少なくして、リサイクルを増やして、持ち出しと言いましても、運賃の分だけですので、できるだけリサイクルできたり資源化するような方向に極力努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（福地元一郎君）　3番。

○3番（川村武俊君）　私は、このごみの問題、少なくしていくということは、やはり各自治体が取り組まれているとおり、やはり分別率をいかに高めていくか、ここにかかるくるのではないかと思ってます。そのためには、やはり与論独自のアイデアを生かしながら、取り組んでいただきたいと思います。

最後に町長、決意のほどをお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山　元宗君）　新しいごみ焼却炉ができましたので、町民の意識としまして

は、有料ごみとなれば、やっぱり出すごみの量を少なくしたり、そのためには分別をしながら、また個々の家庭でまたむやみやたらとごみを出さないというような意識改革にもつながっていくだろうとは考えておりますが、町としましても、本当にリサイクルできるもの、また再利用できるもの、そういうものをこう広報したり、指導しながらまた進めていきたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 次に、生ごみ処理のことについてお伺いをしたいと思います。

分別をきちんとやれば生ごみもこちらの御答弁にありますように、難しいものではないように私は思います。これは先進地の自治体ではこういったのも進められているわけですから、与論町でもできないことはないだろうかと思っております。こちらの御答弁にありましたように、堆肥化するコラボンへの助成を行っているということですから、こういったものを普及していくば、またいろんな形でその原料にも繋がっていくのではないかと思いますが、現在、大体何基ぐらい、この助成を行ってますか。

○議長（福地元一郎君） 吉田環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） 去年の実績で大体36基ぐらいだったような気がしますが、もう2年間やってきてて、特別多い数ではありませんが、徐々に進んで、この現状です。後で報告をいたしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） できれば、これを極力推進していただきたいと思います。

次に、移らせていただきます。

新庁舎が旧町立診療所一帯に建設されますが、これについて、町長はこの場所に建設するにあたり、民意が十分反映されているとお考えですか。まず、このことをお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 庁舎建設検討委員会で検討し、住民説明会を実施いたしました、その中の御意見等も参考にしながら進めているわけですが、東日本大震災の後、また熊本の地震があったということで、津波、そして断層等のことも考えて、町民の方々も御理解をいただいているのではないかなどと思います。私に聞こえてくるのは、いいところに決めたなというふうに言われているのが多いように思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） はい、わかりました。民意が十分反映されているということですので、それでは跡地の問題について、私の意見なりをちょっと述べながら質問さ

せていただきたいと思います。

沖縄では、公設市場とか、あと本部には物産館もあり、ここではやはり地元の農水産物や加工品が取り扱われております。本町もやはり新鮮な野菜や水産物や加工品の提供する場所、また、やはり海の見える休憩所とか、食事スペースを併設してゆっくりと買い物や休憩を満喫にできる場所として、この跡地を活用できなかといふうに思いますが、町長としてはいかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおりで、この庁舎の跡地については、本当にこう茶花の商店街の方々も、あるいは町の住民も本当にどうなるかなといふうに、非常に興味を持っているのではないかと思いますので、このいろんな案が私に、町民からまたいろいろと御意見がありますが、本当にこう人それぞれいろんな御意見を持っていらっしゃるようでございまして、それがいい、これがいいという私の判断だけではできないのではないかと思って、検討委員会を立ち上げて、そしてそこで話し合いをして決定していければといふうに思います。特に、その今の跡地が与論町の活性化につながるように、商店街の方々が本当によかったなと言われるような、そういうような利用ができればと、人が通う施設ができればといふうに考えております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 答弁書の中には、今年中に庁舎跡地利用計画検討委員会を設置することですから、これから奄美・沖縄の世界自然遺産登録に向けた取り組みの一つとして、または地産地消の推進、そして茶花市街地の活性化のためにもこの庁舎跡地を大いに活用して、観光地としても、また町民に喜ばれるようなそういった場所を提供できるようにしていただきたいと思います。

次に移らさせていただきます。

次は、現ごみ焼却処理施設の跡地利用についてであります、御答弁では、特段に跡地をどうするかというのは、これからだということでございますが、できれば、解体のほうから先に急いで、そこを更地にして駐車場にでもしていただければ一番有り難いといふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 吉田環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） 今の旧清掃センターの件ですが、3月31日まで稼働して、それから廃炉の手続きをしていきたいと思いますが、ダイオキシン類の調査の関係もありまして、廃炉にした後で、ダイオキシン類の調査をいたしまして、それが基準的にかなり残っているのであれば、期間が必要になってきます。そしてま

た、解体費用といったしましては、相当な、ほとんど産業廃棄物で検査対象の施設ですので、いろいろな調査をしながら、いろいろな薬剤処理をしながらしか搬出できない形にもなりますので、時間もお金もかかるということから、慎重に検討しながら、財源等も検討しながら進めていく必要があろうかと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） はい、わかりました。慎重に慎重を重ねて、そしてなるべく早めの解体をしていただければ一番有り難いというふうに考えています。

次に移らせていただきます。

農業振興についてであります、私のほうからは畜産のことについて質問させていただきます。畜産においては、戦後畜産の歴史を見た時に、少羽数飼育の庭先養鶏がなくなり、また個人経営の農家、養鶏所の時代となり、近年には企業養鶏に移行し、肉用から採卵鶏までを飼育する大型養鶏に成長をいたしました。養豚も養鶏と一緒に同じような経過を得て、大規模経営の中で繁殖、肥育等をし、多くの感染症などを克服しながら一貫経営に移行して成長してきました。やはりこの流れからみると、牛のほうもこの経緯をたどるであろうと言われております。ですから、与論の将来のこの畜産はどうなっていくかと考えたときに、やはり高齢化に伴い規模の拡大化が進んでいくと考えております。

また、北海道の酪農においては、人工知能の導入も入っているところでございます。こういった流れの中で、全国では岩手県のJA江刺では、子牛だけを集めて育てるというキャトルセンターができております。しかしながら、本町においてはこの制度はなかなか厳しいのではないかというふうに私は考えております。畜産業は動物相手でありますから、365日、牛から目を離すことはできません。冠婚葬祭や病気などのときに対応するためには、やはりこれら家畜を一時的に世話をするヘルパーというのが必要になってきます。現在、本町のJAでもこのようなときのためにヘルパー制度というのがございます。しかしながら、やはり1ヶ月とか、長期の入院などのときには、この制度が十分とは言えず、やはり牛を売り削減するとか、離農するとか、こういったことが本町でも起こっております。やはりこれに対応できるような人材の育成、そして組織の強化とか、本町でもできないものかと思いますが、その辺りを聞きたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の畜産の件につきましての答弁をさせていただきます。

確かに今現在は、JAのヘルパー制度を利用して、旅行に行ったりとか、またちょっとした病院への入院等ではいろいろと活用されているようでございまして、こ

ういったのをまず利用しながら、今おっしゃられるような一、二ヶ月とか、そういった期間を要するような町外に出るようなことがあるようなことを考えますと、やっぱりこの和牛改良組合と、JA、そこら付近ともよく検討して、まずはそのような対応ができないか検討していきたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 先ほど遠山議員に対する質問の中でも沖永良部の野菜や花卉農家のことが出ましたが、やはり沖永良部はすごい規模拡大をしております。これはなぜかと言うと、人材の確保を十分にできるからであります。ですから、そのようなシステムをやはりつくっていけば、本町のほうも農業の生産力が上がっていくのではないかというふうに私は考えております。ですから、どうかこの与論ならではの、そういう人材の活用制度というのを御検討いただいて、できればJAと協力しながらやっていただければ有り難いなというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） おっしゃるとおり、本当にこの人材確保につきましては、この与論島の人員構成として高齢化等いろんなことがありますので、とにかく働き手、若手の方々、あるいは機械化を、機械を活用できる方々のそういう確保がやっぱり必要ではないかというふうに普段から思っておりますので、そういうようなことをいろんな改良組合、あるいはJAさん等とも話し合いながら解決に向けて努力をしてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 最後になりましたが、この防風林のことについてお聞きをしたいと思います。本当にこの農地整備事業というのは有り難い事業でございますが、この農地整備事業のない中にこの造林対策というのも含まれていればスムーズにできたのではないかというふうに思いますが、今となっては何も対策的にはできないわけでございますが、やはり町民の意識というのは、皆様方が一生懸命これまでその植栽関係、あとこの防風林の関係、そういったのを取り組まれてこられたので、意識的には高まってきているというふうに思ってます。誰も反対する方はいらっしゃらないかというふうに思いますが、もちろん、農地関係では機械のスムーズな作業ができないとか、あと面積が狭くなるとか、そういったのはあるかとは思いますが、やはり賛同いただける方のところから少しでもそういった助成をしながら進めていただければ一番有り難いと思っております。私どもの那間の自治公民館においても、やはり農地水関係の予算でそういった植林関係をしておりますが、なかなか根付くまで時間がかかる。10年、20年というスパンでこの植林というのはして

いかなければいけないということと、あとかなり台風にやられる、また植えるというような粘り強いようなものがなければなかなかできないなというふうに思います。

それともう一つは、苗木が小さいとどうしても育つのに時間がかかるんで、できれば大きい苗のほうに、その苗木のほうを提供できれば一番有り難いというふうに町民からも聞いておりますが、その件についてはいかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の苗木の件でございますが、今小さいのになりますとすべて30センチ内外、大きいものになると1、2メーターぐらいのが主流で今半額、町で助成しております。やはり大きいもので直根のものになりますと直根性の根が切られているという状況が多くて、よく木を植える場合には、できれば実生がいいんだよねとおっしゃりながらやっぱり植えていきますけども、やっぱりそうやって、あとは個人の判断によるしかどうしてもやっていけないと。大きい木を植えたら、台風が来たら倒れるんだよねと、また怒られることも結構ありますし、また小さい苗木を植えてから、あとはビーバーで刈り取ってしまった、という話も結構ありますし、本当にその樹木をいかに大事にして、自分たちでそれをちゃんと雑草が生えないように管理をして、早く1、2メーターぐらいまでもっていくかということが一番肝要ではないかと思います。今日の御質問にあるとおり、できれば大きいものを安く提供できるように、関係機関とまた協力して、検討していくたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ゼひとも御検討していただきたいと思います。今年のサトウキビをみれば、やはり台風が来ていないということで、これもやはり防風林がきちんと植栽されていればそういう作物の収穫も生産性が上がるのではないかと思います。ですから、これからもまたこういう事業もどんどん進めていただければ一番有り難いと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

次は、6番、町 俊策君に発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 私は、観光振興対策について及び沿岸漁業の振興対策について質問をさせていただきます。

1 観光振興対策について

(1) 本町の観光振興のメイン事業である大金久海岸から船倉海岸一帯の整備

について、どのような内容で、年次的計画をどう進める方針であるか。また、その計画について、町民からさらなる意見や案を募り、町民参加型の観光地づくりを進めることができると痛感されるが、町長はどのような視点に立って推進していくと考えであるか。

- (2) 新ごみ焼却処理施設の稼働が間近であるが、本施設やヨロン駅、港の待合所から空港にかけての遊歩道を含めた一帯の新観光エリアについて、環境学習の場としても利活用できるよう商工観光課、建設課、教育委員会が連携して、説明看板等を設置することになっていると思うが、どうなっているか。

## 2 沿岸漁業の振興対策について

- (1) 県に対し、増加するウミガメ被害の軽減化対策とウミガメの食害によると思われる藻場の減少対策として、海藻（草）の養殖網の設置について要望したが成果を得ることができなかつた。被害の決定的な理由説明や証明できる資料の提示ができなかつたのではないかと反省しているところである。そこで、産（漁協）、官（役場担当課）、学（鹿大水産学部等）が連携し、町長が提唱しているシンクタンク（漁業関係の部門）を結成し、より確かな成果を上げる方策をとる考えはないか。

以上、3点について質問いたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大金久海岸から船倉一帯の整備についてお答えを申し上げます。

平成24年、25年の大型台風の影響により、大金久海岸一帯の防風林帯のモクマオウは破壊的な被害を受け、周辺の景観を非常に損ねるものとなっていました。倒壊の危険性も非常に高く、地域住民のみならず、大金久海岸を訪れる観光客の利用にも支障を来たしております。そのため、今年度から次年度にかけて、まずは危険なモクマオウの処理を行いながら植栽を進めていき、景観整備を行うことで、今後の周辺一帯の観光地づくりのための基礎づくりを進めているところでございます。

現在、周辺一帯の基本計画を作成中であり、この基本計画をもとに、平成30年度以降に設立を目指している「与論版地域DMO」において、農業・漁業・観光業者等と行政機関とが一体となって協議を進め、周辺一帯のより良い整備方針を検討していくとともに、観光によるまちづくりを推進していくこととなります。併せて、住民説明会を開催し、広く地域住民からもアイディアを募ることで、より利用しやすい施設整備を行う予定にしております。

次に、ごみ焼却炉施設からヨロン駅、あるいは港の待合所、あの付近一帯の西金母海岸一帯の観光エリアについての観光学習の場ということでございます。

今年度の「魅力ある観光地づくり事業」により、空港からヨロン駅にかけての遊歩道整備の計画図を作成中であり、次年度以降、施設整備を進めていく予定であります。新ごみ焼却施設本体の整備が完了した後に、周辺の整備計画を進めていく中で、与論港からヨロン駅、空港にかけての遊歩道とごみ焼却施設周辺施設をあわせた周辺一帯の全体図ができると思われますので、周辺一帯の利用推進をどのように図っていくか、環境教育の面や観光エリアとしての活用のあり方等について、各関係課とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次、沿岸漁業の振興対策、特にウミガメの被害の問題でございます。

本町においては、与論島漁業集落事業で藻場に支えられた豊かな海の再生を目指して、藻の種付けを行ったブロックを設置するなどの取り組みを行っておりますが、台風などにより埋没するなど、なかなか成果が上がらない状況であります。

一方、ウミガメの藻場への食害や漁網等の被害は大変重要なことと認識しております。鹿児島県ウミガメ保護条例により、捕獲等が禁止されていることや保護対象動物のため、今後、鹿児島県と継続的な協議を行っていきたいと考えております。

今では市場に出回らないスーナやシラヒゲウニなどの復活のために、漁協・研究機関・県と連携を図るとともに、定期的に開催しているシンクタンクにおいて、藻場の再生対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、観光振興対策についての部分でございます。

商工観光課において、今年度「魅力ある観光地づくり事業」により、空港からヨロン駅にかけての遊歩道整備の計画図を作成中で、次年度以降、施設整備を進めていく予定とのことであります。

教育委員会としては、新ごみ焼却施設本体の整備が完了した後の周辺の整備計画を進めていく中で、商工観光課と連携を図り、周辺一帯の利用推進の一環に、説明看板も含め、文化・自然などを紹介し、児童生徒の環境教育、体験学習の場として利用していきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 追加質問をいたします。

まず、質問の1の年次的計画推進について、先般からいろいろ商工観光課の計画を聞いたりして、ある程度理解しているつもりですが、改めまして、関連してのことで質問をさせていただきたいと思います。

まず、町民参加型というのが考えの前提なんですが、いろんな意見を入れるこ

と。その町民参加型の基本的な理由というのは、住民が参加することによってその地域を大切にしてくれるという思いが一つあります。それといろんな経験、社会経験を積んで、あるいはまたいろいろなところを見て来られた方々の知恵や、それからそういった知識、そういったものも取り入れるべきではないだろうかというような観点から申し上げているところであります。

それともう一つは、環境美化の持続といいますか、そういったことをするためにには、どうしても住民が大きな影響を及ぼすわけありますから、これも自分たちでつくったところはやっぱり自分たちで守ろうという意識の高揚につながると思いますので、ぜひ住民参加型でお願いしたいと思います。

それから、この計画について、参加できるように、その工程表といいますか、日程表といいますか、必ず工事にはそういうものがつきものですが、そういったものを出して、予定、進行中、それから次年度、その次の年度という具合に計画があるわけですが、そういったことも改めて載せて町民に知らしめるべきではないだろうかと。そのことによって町民の意見も取りやすいのではないだろうかという気がいたしますので、その点をどのようにお考えなのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） はい、お答えいたします。この件につきましては、前回の一般質問でも町議員のほうから住民参加型であるべきだということでたくさん御意見をいただきました。御承知のとおり、本当にこの大金久海岸一帯の整備についても、やっぱり工程表を示しながら、町民参加型、あるいは今後またDMOの中で運営をしていかなければならない、その方々も含めていろいろ議論を今年度中に進めて、その中で案を決定いたしまして、30年度以降に財政計画も立てながら整備をしていきたいと思っております。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町俊策君） 今申し上げているのは、要するに、どのような計画をどの年次で進めていくかという計画の予定表ができるだけ町民の方々に知らしめて、それにに対する参加を促す、そういう方法があるのではないかと、工事の計画表を町民にも知らせてほしいと、そういうことであります。わかっていていただいていると思いますが、それから、今モクマオウを伐採して、それをチップにしておりますけども、これ余計なことかもしれませんけれども、あのチップを道路に敷いてますけど、用途はどうなっているでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 道路に敷いてるということではないと思うのですが、

一応今そのモクマオウを倒して、今後の植栽のためにその更地になっているところに還元をいたしまして、そこに植栽をしようということで計画をしております。道路上にちょっと落ちているのかもしれません、道路にはやらないつもりでおります。

○6番（町 俊策君） 道路とは遊歩道のことですが。

○商工観光課長（山下哲博君） あれは遊歩道ではなくて、作業用道路ということでやっておりますので、遊歩道という考えでは、今のところはございません。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） というのは、モクマオウの枯れ枝が落ちているんですが、あれに火を付けると、雑草に火を付けるとパッと燃えますよね。それでチップ類は堆積して放置しますと、夏の温度では火災の原因になるわけで、これはあっちこっちでそういう事例がありますので、特にその辺のところを、火災についての注意をお願いしたいと思います。

それと、そのチップの用途は植栽用になるんですか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） はい、チップについては、還元をして肥料にする予定でございます。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 非常に燃えやすいというか、そういう性質を持っているようですが、成分として大丈夫ですか。逆に、というのは、今生えてないんですよ、現実にね、枯れ枝とかそういったのが落ちているんだけど、そこに草が生えないもんだから心配して言っているのですが、それで植栽用になるんだろうか、もう1回研究する必要があるのではないかという気がします。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） 基本的には、そこに戻すという形で今進めているところですけれども、その成分とか、それについてはまだ詳しく調査というか、勉強してございません。今後、この点も含めながら、それから発火の原因にならないような形でまた対応してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） それから遊歩道ですが、今できているわけですが、遊歩道についても、現状遊歩道はこうありますよという道しるべというのが抜けております。1カ所だけはわかるんですが、ただそれが順路ではなくて、川の所まで行ってまたバックして帰ってくるというコースのようですが、もし今のクジリのあの橋を通すんであれば、橋のその強度とか、そういったものも十分注意してもらいたいという

こと。

それから、もう一つは、クジリを見せて、あの汚れ水がこの海に行くんだなというのがすぐわかつちゃうんで、いいのかなとも思ったりして心配しているんですが、どうにかして水を浸透させるなりして、きれいにできないだろうか。それができなければ、今の展望台から海側の堤防のところへ階段を付けて、そこへお客様を誘導したほうが景観的には非常に優れた景観ですので、お客様もそっちのほうが喜ぶんじゃないかと。

また、その遊歩道につきましても、そこから端っこのほうに行くわけですが、ずっと続いているわけですが、ちょっと長すぎるのではないか。ちょっとした休憩をするところも必要だろうと。それから、林の中に入ったら、そこにはまたチョウチヨウの草を植えて、チョウチヨウを見せようという計画もされておりますけども、もともとあそこはそのチョウチヨウの群生地でもありましたから成功するだろうと思いますけども、そういうたいわゆる、ただ歩くだけではなくて、海からちょっと中に目を向ければそういうものもいろんなものが見えるという工夫も必要ではないかなと、そうしなければ、あの長い道、楽しく遊歩できないんではないかと。

それともう一つは、あそこの端っこにある民宿の方々と相談したりして、強制ではないのですが、例えば、自転車をあそこに預かっておいて、そこから帰りは自転車に乗って、そつからまた別のコースに入っていくとか、そういう方法もいいのではないかだろうか。そういう気もします。行って帰って歩くのはちょっとしんどいんじゃないかなという気もしたり、コースについても利用者の立場になったそういうコースの設定をぜひお願ひしたいと思います。

それで、最終のアジニッ彻の船倉まで。やっぱり観光地には、やっぱりロマンも、物語も必要なんです。そこで、アジニッ彻について一つの物語もありますし、ロマンもあると思います。それから、あの海のきれいさは抜群だと思います。それともう一つは、鳩の湖、意味がさっぱりわかりません。何で鳩の湖なのか、あの付近もよく説明してあげないと、都会の人には、見に来られた方はよくわからない。島の中にも何という意味か聞く人が結構多いので、そういう説明は十分に観光地には必要だろうと思いますので、御配慮をお願いしたいと思います。

それから、次には、もう一つ質問したいのは、今大金久海岸にあるコテージの扱いについてですが、管理は一体どうなっているんですか。管理の方法についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。コテージの管理については、今指定管理の制度の方向で、前回も担当のほうで答弁があったと思います。しかしながら

ら、今私どもとしては、商工観光課に職員を2名体制で臨時的に雇い清掃なんかをやっておりますけれども、これは将来的にはDMOの組織にお願いをして、大金久海岸一帯も含めた、その与論町版のDMOの中で運営をしていければというふうに今計画をしているところです。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） それなりにお願いするにあたっては、十分な管理体制を敷かないと、老朽化したり、破損したり、修理をしてまたそれを出すとなると予算の追加が必要だろうと思いますし、それから、一応修理を見せてもらったんですが、やっぱりこれもあんまり考えていないなという気がします。同じ項目を並べて持って来られてる。ものすごい数、金額になる。重複しています。こういう資料の扱い方もちょっと丁寧にやってほしいなと思います。この資料の重複部分を足すとすごい金額になるわけで、そういったところも、今ある施設を大切にしていかないと、次の施設の要望がもしかったとするなら、それに対してやはり腑に落ちないということありますので、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

それから、次、2番目の同じく観光振興対策ですが、今の遊歩道をつくるときに、陳情の内容を県の課長に説明しましたところ、非常によい計画であると、ぜひ実現してくださいというお話がありました。それで心配して同じ質問を繰り返しているわけですが、どうか一つもう1回、陳情した内容に沿ってしていただかないと、県からまた来られたときに、してないじゃないかというような不信感を抱かれでは非常に困るなと思っております。ぜひ計画どおりお願いします。

それから、沿岸漁業の振興対策についてのところですが、ウミガメの問題と、それから藻場の造成ということでありますが、この中で定期的に開催しているシンクタンクにおいてということになっておりますが、これを部門別に分けていただいたらどうだろうか。その中に部門別に分けた上で、せっかく鹿大が来ておりますので、鹿大もシンクタンクの中に入っていただくように交渉していただいて、その上で鹿大が研究等をする。それから、現場は漁協がやるとか、とういう具合に部門別に分けられてはどうかと。それと鹿大をぜひ入れていただきたいと。そこにはやっぱり裏づけが必要だと思いますし、それから、研究した成果というのも大きな問題になると思いますので、特にウミガメについて資料が全然なくって、どこにも。それでそのことについての条例を一方的に読んで終わりというような回答でしたけども、対策について何ら回答していただけませんでした。それについては、今ひとつ我々のほうも追加して要望する事項について知識が不足していたのではないか。そういうことからしまして、やっぱり学問的な裏づけというような事が今後はどうしても必要になると思います。これは漁業に関わらず、農業、観光等につきまして

も、せっかく鹿大が与論町に目を向けているわけですから、その鹿大をうまく利用して一緒になってやる、いわゆる産官学、いわゆる共にやるという態勢のほうが、今のシンクタンクの体制にはいいのではないかという気がいたしますので、その点について、町長、考え方をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今、私が行っているシンクタンクというのは、ボランティアという意味で、それで結局会議ごとにまた今後テーマを決めて、このテーマ、このテーマで話し合っていくことにしているのですが、こういうふうに産官学提携となってくると、裏づけがまず必要でしょうし、シンクタンクの中でするようなことではないかなというふうに思います。新たにこういうような大事なことを立ち上げていって、予算の裏づけ等も考えながら、漁協とか、鹿大とか、本当にこういろいろな実績を積み上げながら、被害額も想定しながら、そういうようなことをしていくなければならないのではないか。そうしないととてもじゃないが、そのウミガメ保護条例には太刀打ちできないのではないかと思っておりますので、今後また検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 6番、町 俊策君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月17日本会議であります。日程の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことにします。定刻まで御参考願います。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時40分

# 平成 29 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 29 年 3 月 17 日

平成29年第1回与論町議会定例会会議録  
平成29年3月17日（金曜日）午後3時00分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 議案第16号 平成29年度与論町一般会計予算  
第2 議案第17号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算  
第3 議案第18号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算  
第4 議案第19号 平成29年度与論町介護保険特別会計予算  
第5 議案第20号 平成29年度与論町と畜場特別会計予算  
第6 議案第21号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算  
第7 議案第22号 平成29年度与論町水道事業会計予算  
第8 議案第25号 与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例  
第9 議案第26号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
第10 議案第27号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
第11 議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
第12 議案第29号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第8号）  
第13 陳情第10号 北久保里地区農道（仮称）の早期舗装整備について（環境経  
済建設常任委員長報告）  
第14 特別委員会設置及び委員の選任について  
第15 議員派遣の件  
第16 閉会中の継続調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会  
運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会

2 出席議員（9人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	9番 林隆壽君
10番 福地元一郎君	

3 欠席議員（1人） 欠員（0人）

8番 野 口 靖 夫 君

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖島範幸君
会計管理者兼会計課長	林英登樹君	税務課長	竹本由弘君
町民福祉課長	酒勺徳雄君	環境課長	吉田勉君
農業委員会事務局長	川村達義君	産業振興課長	町島実和君
商工観光課長	山下哲博君	建設課長	徳田康悦君
教育委員会事務局長	田畠豊範君	教育委員会事務局長 兼生徒学習委員長	山下一也君
水道課長	竹田平一郎君	茶花こども園長	阿多とみ子君
那間こども園長	池畠あけみ君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長代理 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開議 午後3時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第16号 平成29年度与論町一般会計予算

日程第2 議案第17号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第18号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第4 議案第19号 平成29年度与論町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第20号 平成29年度与論町と畜場特別会計予算

日程第6 議案第21号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第22号 平成29年度与論町水道事業会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第16号、平成29年度与論町一般会計予算

から、日程第7、議案第22号、平成29年度与論町水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定によって、省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、平成29年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

議案第16号、平成29年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第16号、平成29年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第17号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第18号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、平成29年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第19号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成29年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、平成29年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第20号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成29年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第21号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、平成29年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第22号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成29年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第25号 与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第25号「与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（山 元宗君） 議案第25号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

B&Gプールの使用料改正につきましては、夏季冬季の平均額を通年料金とし、照明料を免除し、利用促進を図る目的及び講習会等の専用利用による料金設定の追加によるものであります。

艇庫の備品使用料につきましては、スタンドアップパドルボート購入費等による料金設定の追加によるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、与論町B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第26号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第26号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第26号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第26号）が平成29年4月1日より施行されることに伴い、所要の改正を行うため、与論町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の改正となります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第27号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第10、議案第27号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第27号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による「養子縁組里親」の法定化に伴い、本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第28号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議案第28号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第28号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第29号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第8号）

○議長（福地元一郎君） 日程第12、議案第29号「平成28年度与論町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第29号、平成28年度与論町一般会計補正予算（第8号）についての提案理由を申し上げます。

与論町砂美地来館（総合体育館）・総合運動場・結団公園運動広場・多目的屋内運動場・B&G海洋センター（艇庫及びプール）の指定管理期間満了に伴い、平成29年度から平成33年度までの5年間の指定管理委託料について債務負担行為を行うものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 確認をさせてください。今後5年間の新たな契約の更新をしたいということだと思いますが、今想定されていらっしゃる業者といいますか、相手方はこの新たな契約を結ぶにあたって、新たにまた例えば複数業者出てくる可能性があるのか、ないのか。そこをちょっと確認させてください。

○議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。

○生涯学習課長（山下一也君） お答えします。これは先般、3月の7日に議会の承認をいただきまして、その5年間の債務負担行為ということで計上しております。これの諸条件に、島内居住者ということになっている関係、外部からの申請は今のところありません。

- 議長（福地元一郎君） 2番。
- 2番（沖野一雄君） それは相手方はもう從来どおり特定されたところのみというふうに想定しているということですね。
- 議長（福地元一郎君） 山下生涯学習課長。
- 生涯学習課長（山下一也君） 一定期間の応募を取りまして、申請が上がってきたのが現在のヨロンＳＣです。あと他の業者が申請するかと思って待っていましたが、1件が、第一次審査、第二次審査を通過して決定をしております。
- 2番（沖野一雄君） わかりました。
- 議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。  
お諮りします。議案第29号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第29号、平成28年度与論町一般会計補正予算（第8号）を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成28年度与論町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。
- 
- 日程第13 陳情第10号 北久保里地区農道（仮称）の早期舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）
- 議長（福地元一郎君） 日程第13、陳情第10号「北久保里地区農道（仮称）の早期舗装整備について」を議題とします。  
環境経済建設常任委員長報告を求めます。  
委員長が欠席でありますので、副委員長にお願いします。

2番。

○2番（沖野一雄君） 環境経済建設常任委員会の委員長報告をいたします。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第10号、北久保里地区農道（仮称）の早期舗装整備」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日（月）午前10時から全委員出席のもと開催し、執行部から産業振興課長に参与を求めて、現地調査を行った後、第2委員会室で審査をいたしました。

本路線は、西区集落から東区集落を結ぶ生活路線であり、営農路線として利活用されていますが、降雨後の大型車輌等の運行による轍や路面の水溜り状況が多発し、交通に不便を来たしていることなどから、道路の円滑な通行や機能維持保全のため、早急な舗装整備の必要性が認められると判断し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第10号、北久保里地区農道（仮称）の早期舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで討論を終わります。

これから、陳情第10号、北久保里地区農道（仮称）の早期舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号、北久保里地区農道（仮称）の早期舗装整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

## 日程第14 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君）　日程第14、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。新庁舎の建設については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、大田英勝君、野口靖夫君、林 隆壽君の9人の委員で構成する「新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、新庁舎の建設については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、大田英勝君、野口靖夫君、林 隆壽君の9人の委員で構成する「新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時30分

再開 午後3時30分

-----○-----

○議長（福地元一郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に、林 隆壽君、副委員長に、高田豊繁君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

## 日程第15 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君）　日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

### 日程第16 閉会中の継続調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第16、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 林敏治

与論町議会議員 野口靖夫